

## 次期環境基本計画案

## 目次

## 第1章 計画の基本的事項

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置付け
- 3 計画の期間

## 第2章 本県を取り巻く状況

- 1 本県の自然条件・社会条件
  - (1) 位置、地形及び気候
  - (2) 人口
  - (3) 土地利用
  - (4) 経済
- 2 国内外の社会経済情勢の変化
  - (1) SDGs に向けた取組
  - (2) ESG 投資等の動向
  - (3) 国内環境産業の動向
  - (4) デジタルトランスフォーメーション (DX) の取組
  - (5) 所有形態や働き方の多様化
- 3 国内外の環境分野の状況の変化
  - (1) 気候変動
  - (2) 資源循環
  - (3) みどり
  - (4) 生物多様性
  - (5) 水環境
  - (6) 大気環境

## 第3章 長期的な目標

- 1 温室効果ガス排出実質ゼロとする脱炭素社会、持続的な資源利用を可能とする循環型社会づくり
- 2 安心、安全な生活環境と生物の多様性が確保された自然共生社会づくり
- 3 あらゆる主体の参画による持続可能な社会構築のための産業・地域・人づくり

## 第4章 施策展開の基本的な考え方

- 1 様々な環境問題の統合的解決
- 2 環境・経済・社会の諸課題の統合的解決
- 3 地域社会の持続可能性の向上
- 4 地球的規模の影響を意識した地域からの行動
- 5 先進技術の活用、変化を捉えた意識や行動の変革
- 6 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた対応

## 第5章 実施施策

- 1 気候変動対策の推進
- 2 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進
- 3 みどりの保全と創出
- 4 生物多様性の保全
- 5 恵み豊かな川との共生と水環境の保全
- 6 安全な大気環境や身近な生活環境の保全
- 7 経済との好循環と環境科学・技術の振興
- 8 地域資源の活用や交流・連携による地域づくり・人づくり

# 第1章 計画の基本的事項

## 1 計画策定の趣旨

埼玉県環境基本計画は、埼玉県環境基本条例の基本理念である「健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会の構築」を図るため、同条例に基づき策定するものです。

現計画（第4次）は平成24年度から令和3年度（2012～2021年度）までの計画期間としていましたが、社会経済情勢等の変化に対応するため、平成28年度に中間見直しを行いました。

その後、人口減少・少子高齢化の一層の進行、地球温暖化が一因と考えられている豪雨や台風の高頻発、海洋プラスチックごみの問題の顕在化、カーボンニュートラル<sup>※</sup>に向けた動きや世界共通の持続可能な開発目標（SDGs<sup>※</sup>）の達成に向けた取組の広がりなど、本県を取り巻く状況は刻々と変化しています。

また、国は平成30年（2018年）4月に第5次環境基本計画を策定し、国際・国内情勢に的確に対応するため、環境・経済・社会の統合的向上の具体化を目指すこととしています。

こうした社会経済・環境の状況変化や国内外の動向を踏まえ、次期（第5次）埼玉県環境基本計画を策定しました。

## 2 計画の位置付け

本計画は、埼玉県環境基本条例第10条の規定により環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に進めるためのものです。

また、県政運営の基礎となる計画である「埼玉県5か年計画」と整合を図り、「埼玉県廃棄物処理基本計画」、「埼玉県地球温暖化対策実行計画」など環境部門の個別計画の上位計画として、環境施策を総合的・計画的に推進します。

## 3 計画の期間

令和4年度から令和8年度まで（2022～2026年度）の5年間とします。

## 第2章 本県を取り巻く状況

### 1 本県の自然条件・社会条件

#### (1) 位置、地形及び気候

本県は、関東平野の中西部に位置する内陸県で、東京都など1都6県に隣接し、全域が都心から約100kmの圏域に含まれます。

地形的特徴として、西部に2,000m級の山々が連なる秩父山系があり、東部に向かい標高を下げ、中央部に広がる丘陵や台地、東部の海拔20m以下の低地へと続いています。

埼玉県の面積の約4割が山地及び丘陵地となっていますが、台地及び低地を合わせて平地として算出すると、その面積は約2,300km<sup>2</sup>、全国で11番目の広さです。平地面積の割合が県土の約6割を占め、茨城県に次いで全国で2番目の高い割合となっています。

また、荒川や利根川をはじめとする多くの河川が流れ、県土に占める河川面積の割合は徳島県に次いで全国で2番目の3.9%となっています。

本県の気候は、夏は高温多湿、冬は低温乾燥と、北西からの強い季節風の吹く乾燥した晴天が多くなる、内陸性の太平洋側気候です。年間を通じて、台風や豪雪による気象災害は比較的少ないものの、近年では、地球温暖化などの気候変動の影響とも考えられる局地的な集中豪雨や大型台風などによる大きな被害も生じています。

#### (2) 人口

我が国の人口は、国勢調査が開始された大正9年(1920年)から平成22年(2010年)まで増加を続けてきましたが、平成27年(2015年)には減少に転じ、人口減少社会に突入しました。

本県の人口は、国勢調査の開始から令和2年(2020年)まで一貫して増加してきました。近年の人口変動の状況は、平成24年(2012年)に死亡数が出生数を上回る自然減に転じていますが、転入数が転出数を上回る社会増の影響で人口は緩やかな増加を続けています。

今後、自然減が社会増を上回ることで、人口減少に転じ、令和12年(2030年)には約720万人、そして令和22年(2040年)には700万人を下回ることが予想されます。

本県の65歳以上の高齢者は、令和12年(2030年)には約206万人、令和22年(2040年)には約230万人まで増加し、県民の3人に1人が高齢者となる見込みです。

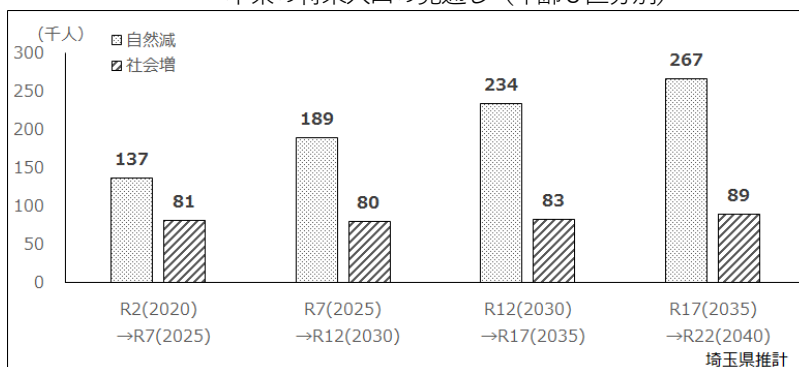
また、本県の75歳以上の後期高齢者は、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、いわゆる団塊世代の高齢化に伴い、平成27年(2015年)から令和12年(2030年)までの15年間で約1.6倍の約128万人に増加すると見込まれています。この間の後期高齢者の増加率は全国で最も高く、社会に与える影響の大きさなどを考えると、異次元の高齢化とも呼べる状況を迎えています。

一方で、15歳から64歳までの生産年齢人口は、平成12年(2000年)の約501万人をピークに減少が続き、令和12年(2030年)には約433万人、令和22年(2040年)には約380万人まで減少する見込みです。

本県の人口に占める生産年齢人口の割合が約55%まで低下し、現役世代1人が高齢者1人を支える「肩車型社会」に迫ることが予測されています。

人口減少や少子高齢化といった人口動態の変化は、地域コミュニティの弱体化を招くと

本県の将来人口の見通し(年齢3区分別)



ともに、農林業の担い手不足による耕作放棄地の増大、空き家の増加、商店街の衰退等による地域経済の衰退など様々な課題を顕在化させてきています。

### (3) 土地利用

平成30年(2018年)における県土の利用形態をみると、県土面積約3,798km<sup>2</sup>のうち、おおそ、森林が32%、農地が20%、宅地が20%、道路が9%、水面・河川・水路が5%、その他が14%で、農林地の面積が県土の52%を占めています。

本県の可住地面積(平成30年(2018年)10月1日現在)は、2,584.6km<sup>2</sup>(県土の68.1%)で、全国の可住地面積比率(32.9%)の約2倍、大阪府(69.8%)、千葉県(68.9%)

に次いで高い比率であり、また、東京に隣接する地理特性等から、人口増による都市化と農林地の減少が、近年鈍化しつつあるものの、依然として進行しています。

	1975	1980	1985	1990	1995	2000	2005	2010	2015	2018	区分の説明
	昭和50年	55年	60年	平成2年	7年	12年	17年	22年	27年	平成30年	
森林	1,312	1,291	1,273	1,264	1,246	1,234	1,223	1,219	1,212	1,198	国有林及び民有林の合計
農地	1,211	1,128	1,055	984	922	874	848	798	763	748	田・畑の合計
原野等	0	2	2	2	2	2	2	2	3	3	原野・採草放牧地の合計
宅地	496	553	588	631	660	694	719	744	768	782	住宅地・工業用地・その他宅地の合計
道路	245	265	276	291	302	321	321	328	335	339	一般道路・農道・林道の合計
河川等	185	187	188	190	189	191	190	191	192	191	水面・河川・水路の合計
その他	348	371	416	435	476	481	494	516	525	536	

資料：土地利用現況把握調査(土地水政策課)

出典：令和2年度 埼玉の土地

※区分は、国土利用計画の利用区分による

### (4) 経済

「平成30年度県民経済計算」によると、県内総生産<sup>\*</sup>は、名目で23兆2,541億円(前年度比0.5%増)となり、6年連続で増加しました。

産業別の構成比は、第1次産業が0.4%(前年度比10.4%減)、第2次産業が28.4%(前年度比0.6%増)、第3次産業が70.4%(前年度比0.4%増)となっています。

平成30年の埼玉県の農業産出額は1,758億円で、全国第20位です。平成25年(2013年)の2,012億円と比べて12.6%減少しています。

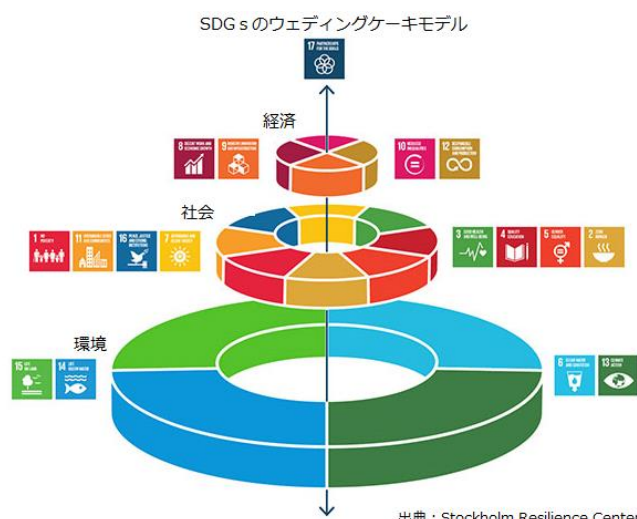
工業、特に製造業については多種多様な業種が立地しており、平成30年の製造品出荷額等は14兆1,470億円で、全国第6位となっています。平成25年(2013年)の11兆7,877億円と比べると、20.0%の増加です。また、商業については、平成28年6の年間商品販売額は16兆9,090億円で全国第7位です。平成24年(2012年)の14兆528億円と比べて、20.3%増加しています。

## 2 国内外の社会経済情勢の変化

### (1) SDGsに向けた取組

平成27年(2015年)9月に環境、経済、社会のバランスの取れたよりよい世界を目指す、世界共通の持続可能な開発目標、SDGsが国連において採択されました。

「世界の変革」と「誰一人取り残さない」を基本理念とし、17ある目標の多くが環境に関連しています。SDGsは、環境は人類の生存基盤であり、その上に持続可能な経済社会活動が存在し





1 ているという認識のもとで、環境を基盤に持続可能な社会活動、経済活動を統合的に築くこと  
 2 を志向しています。SDGsの17の目標をウェディングケーキで説明したモデルでは、地球  
 3 環境の基盤があるので、社会、経済が成り立っていることを説明しています。また、相互に関  
 4 連する複数の目標を統合的に解決することを目指しています。

5 国は平成30年(2018年)4月に閣議決定した第五次環境基本計画において、各地域が地域  
 6 資源を生かし、自立・分散型の社会を形成しつつ、近隣地域等と地域資源を補完し合い、支え  
 7 合う「地域循環共生圏」を提唱しています。環境・経済・社会の課題を統合的に解決するSD  
 8 Gsを地域で実践するビジョンとされています。

9 自治体のSDGsに対する認知度や関心度は年々向上し、国が選定するSDGs未来都市<sup>※</sup>  
 10 は令和3年度(2021年度)には本県を含め124都市となっています。

11 平成29年(2017年)に日本経済団体連合会は、Society 5.0<sup>※</sup>の実現を通じたS  
 12 DGsの達成を柱として、企業行動の規範である企業行動憲章の見直しを行うなど、企業にお  
 13 いてもSDGsの取組が広がっています。

## 14 (2) ESG投資<sup>※</sup>等の動向

16 環境(Environment)・社会(Social)・企業統治(Governance)  
 17 を重視するESG投資など、企業の環境面への取組を投資の判断材料の一つとして捉える動きが  
 18 世界で拡大し、令和2年(2020年)の世界のESG投資総額は全体で35兆3千億ドルと、全  
 19 運用資産98兆4千億ドルの35.9%を占めるに至っています。

20 また、こうした動きなどとあいまって、TCFD(気候関連財務情報開示タスクフォース)に  
 21 沿った投資家等の適切な投資判断を促すための情報開示やSBT(パリ協定が求める水準と整合  
 22 した、5年~15年先を目標年として企業が設定する、温室効果ガス<sup>※</sup>排出削減目標)、RE10  
 23 0<sup>※</sup>など脱炭素化に取り組む企業が世界で増加しています。

24 国内のESG投資残高は令和元年(2016~2019年)で約3兆ドル(336兆円)と、直近3年  
 25 間で約6倍にまで拡大しています。ESG債券、ESG株式も増えてきています。

## 26 (3) 国内環境産業<sup>※</sup>の動向

28 供給する製品・サービスが環境保護や資源管理に寄与する環境産業の国内の市場規模は、再生  
 29 可能エネルギー<sup>※</sup>などの地球温暖化対策分野の成長により、平成30年(2018年)で約105兆  
 30 円であり、雇用規模も約260.9万人と過去最大になっています。

31 全産業に占める環境産業の市場規模の割合は、平成12年(2000年)の6.1%から令和元  
 32 年(2019年)には10.5%まで増加し、環境産業が国の経済成長に与える影響は大きくなっ  
 33 ています。

## 34 (4) デジタルトランスフォーメーション(DX)<sup>※</sup>の取組

36 近年、ICT<sup>※</sup>(情報通信技術)はより進化しています。インターネット利用の増大とIoT<sup>※</sup>  
 37 (モノのインターネット)の普及により、様々な人・モノ・組織がネットワークにつなが  
 38 るとともに、それに伴い、大量のデジタルデータ(ビッグデータ)の生成、収集、蓄積が進み  
 39 つつあります。こうしたデータのAI<sup>※</sup>(人工知能)による分析結果を、業務処理の効率化や  
 40 予測精度の向上、最適なアドバイスの提供、効率的な機械の制御などに活用した取組が、様々  
 41 な分野で広がってきています。

42 こうした、進化するデジタル技術により人々の生活をより良いものへと変革していくDXの  
 43 取組はまだ十分に浸透しているとは言えず、今後、強力で推進していくことが求められていま  
 44 す。

## (5) 所有形態や働き方の多様化

所有形態や働き方の多様化が進んでいます。

I o T、A I の活用により、従来製品として販売していたものを、その製品の持つ機能に着目し、その機能の部分をサービスとして提供するサービサイジング（例：製品のリース・レンタル、E S C O（Energy Service Company）事業）や、その一形態であるシェアリングエコノミー（例：カーシェアリング、シェアサイクル）が拡大しています。

また、I C T の活用により、働く時間や場所に制約されない柔軟な働き方を可能とするテレワークは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、その有用性と必要性が改めて認識され、企業におけるテレワークの導入状況は、令和元年（2019年）の20.2%から、令和2年（2020年）では47.5%と急速に増加しています（総務省通信利用動向調査）。

## 3 国内外の環境分野の状況の変化

### (1) 気候変動

平成27年（2015年）12月の国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（C O P 2 1）において、令和2年（2020年）以降の気候変動問題に関する国際的な枠組みである「パリ協定」が採択されました。

パリ協定では、「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2°Cよりも十分低く保つとともに、1.5°Cに抑える努力を追求すること」を世界共通の長期目標とし、その目標達成のため、「今世紀後半に人為的な温室効果ガスの排出と吸収源による除去を均衡させること」が定められました。

令和3年（2021年）8月に公表された、気候変動に関する政府間パネル（I P C C）\*の第6次評価報告書第1作業部会報告書では、産業革命前からの世界平均気温の上昇は既に約1°Cであり、今後20年のうちに1.5°Cに達する可能性があると指摘しています。

わが国では、令和2年（2020年）12月に国の成長戦略会議において、2050年カーボンニュートラルに向けた成長戦略を盛り込んだ実行計画が取りまとめられました。

令和3（2021年）年4月の気候サミットにおいて、日本は2030年度の温室効果ガスの排出を2013年度比で46%削減するとの目標を表明するなど、気候変動をめぐる動きは大きく加速しています。令和3年（2021年）5月には、地球温暖化対策の推進に関する法律が改正され、2050年までの脱炭素社会の実現を旨とする基本理念が明記されました。

全国の温室効果ガス排出量は、令和元年度（2019年度・確報値）は12億1,200万トン（前年度比-2.9%、平成25年度（2013年度）比-14.0%、平成17年度（2005年度）比-12.3%）で、平成25年度（2013年度）をピークに6年連続で減少しています。

### (2) 資源循環

全国の一般廃棄物\*の排出量は、循環型社会形成推進基本計画で定めた目標の達成に向け、長期的には順調に減少してきているものの、短期的には減少量が少なくなっており、更なる取組が必要となっています。また、一般廃棄物の最終処分量は、長期的にも短期的にも目標達成に向け順調に減少してきていますが、近年は徐々に横ばいの傾向となっており、今後も注視していく必要があります。一方、全国の産業廃棄物\*の排出量及び最終処分量は、ともに目標を既に達成しています。

なお、循環利用率については、近年は伸び悩んでおり、廃棄物の発生抑制に努めつつ、再生資材の需要を生み出しながら、廃棄物の循環利用量の増大を図っていくことが必要です。

国は、資源の有限性、廃棄物の処分の制約、海洋プラスチックごみ問題、地球温暖化、アジア各国による廃棄物の輸入規制等の幅広い課題に対応することを目的に、令和元年（2019年）

1 にプラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略「プラスチック資源循環戦略」を策  
2 定しました。令和3年(2021年)6月には多様な物品に使用されているプラスチックに関し包  
3 括的に資源循環体制を強化し、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる  
4 主体におけるプラスチック資源循環等の取組(3R<sup>\*</sup>+Renewable)を促進するため、「プラス  
5 チックに係る資源循環の促進等に関する法律」が制定されました。令和元年(2019年)に開催  
6 されたG20大阪サミットでは、海洋プラスチックごみに関して令和32年(2050年)までに  
7 追加的な汚染をゼロにすることを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が参加国首脳  
8 間で共有されました。

9 また、世界には栄養不足の状態にある人々が多数存在する中で、大量の食料を輸入ながら、  
10 まだ食べることができる食品が大量に廃棄されている我が国の現状にかんがみ、食品ロス<sup>\*</sup>の  
11 問題に真摯に取り組むべく、令和元年(2019年)10月に「食品ロスの削減の推進に関する法  
12 律」が制定されました。

### 14 (3) みどり

15 国内の原生的な自然環境は一定の保全がされている一方で、里地里山<sup>\*</sup>や都市部における自  
16 然環境は十分に保全されているとは言えない状況です。都市部の住民が自然環境とふれあう貴  
17 重な場となる「身近な緑」は、多様な生物の生育・生息環境の確保の観点からも、その保全が  
18 ますます重要になっています。

19 森林の有する公益的機能<sup>\*</sup>は、国土の保全や水源のかん養等、国民に広く恩恵を与えるとともに  
20 に、地球温暖化防止にも寄与するものであり、適切な森林の整備等を進めていくことは、国土  
21 や国民の生命を守ることにつながります。一方、所有者や境界が不明である森林の増加、林業  
22 の担い手不足等が適切な森林の整備に向け大きな課題が顕在化しています。

23 こうした状況を踏まえつつ、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、平  
24 成31(2019)年3月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が制定され、令和元年  
25 度(2019年度)から森林環境譲与税が都道府県及び市町村へ譲与されています。

### 27 (4) 生物多様性<sup>\*</sup>

28 生物多様性分野における令和2年(2020年)までの世界目標である愛知目標では令和32年  
29 (2050年)までの長期ビジョン「自然と共生」及び20の個別目標が掲げられました。そして、  
30 その目標達成に向け、各国が生物多様性の状況や取組の優先度などに応じて必要な国別目標を  
31 設定し、生物多様性国家戦略の中に組み込み、取組を進めてきました。しかしながら、国連の  
32 報告書(「地球規模生物多様性概況第5版」)によると、20の個別の目標のうち完全に達成で  
33 きたものはありませんでした。また、長期ビジョンの達成には、生物多様性の保全・再生に関  
34 する取組のあらゆるレベルへの拡大、気候変動対策の推進、生物多様性損失の要因への対応、  
35 生産・消費様式の変革など様々な分野での行動を、個別に対応するのではなく連携させていく  
36 ことが必要であると指摘しています。これらを踏まえ、「生物多様性条約第15回締約国会議  
37 (COP15)」の開催が予定されています。

38 国内においては、国家戦略2012-2020で生物多様性の認知度(75%)などが目標に設定さ  
39 れていますが、令和元年度(2019年度)現在、認知度は51.8%であり、生物多様性が十分  
40 に社会に浸透しているとは言えない状況です。また、全国の絶滅危惧種は増加傾向にあり、依  
41 然として、野生生物は厳しい状況下にあります。

### 43 (5) 水環境

44 全国的にみると、令和元年度(2019年度)における生活環境項目(BOD<sup>\*</sup>/COD<sup>\*</sup>)の環  
45 境基準<sup>\*</sup>達成率は、河川は94.1%、湖沼は50.0%、海域は80.5%、全体では89.  
46 2%となっており、河川についてはほとんどの地点で環境基準を達成しています。

1       また、全国の汚水処理人口普及率は、令和 2 年度（2020 年度）末で 9 2. 1 %となりました。  
2       生活雑排水は処理しない単独処理浄化槽が全国的にも多く残存していること、定期検査の受検  
3       率が 4 0 %と低く、法定検査受検と浄化槽管理の指導強化が必要であることから、単独処理浄  
4       化槽から生活雑排水も処理する合併処理浄化槽<sup>※</sup>への早急な転換と浄化槽の適切な維持管理に  
5       向け、令和元年（2019 年）6 月に浄化槽法が改正され、令和 2 年（2020 年）4 月から施行さ  
6       れています。

## 7 8       (6) 大気環境

9       全国の微小粒子状物質（PM<sub>2.5</sub>）<sup>※</sup>の全測定局の年平均値は、平成 2 5 年度（2013 年度）  
10       以降緩やかに改善が進み、令和 2 年度（2020 年度）に初めて首都圏（一都三県）全域で環境基  
11       準を達成しました。

12       一方、光化学スモッグ<sup>※</sup>の発生原因となる光化学オキシダント<sup>※</sup>の環境基準達成率は、全国的  
13       に極めて低い水準であり、令和元年度（2019 年度）は、一般局 0. 2 %、自排局 0 %でした。

14       また、国の試算では、石綿含有建材を使用した建築物等の解体工事の件数は、令和 1 0 年  
15       （2028 年）にピークを迎えるとされています。このため、石綿の環境中への飛散防止を目的と  
16       して、令和 2 年（2020 年）6 月に大気汚染防止法が改正され、建築物等の解体工事への対策が  
17       強化されました。



## 1 第3章 長期的な目標

健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない持続的に発展できる社会の構築に向け、21世紀半ばを展望した3つの長期的な目標を掲げます。

### 1 温室効果ガス排出実質ゼロとする脱炭素社会、持続的な資源利用を可能とする循環型社会づくり

再生可能エネルギーの利用、エネルギーの効率的な活用、省エネが進み、温室効果ガスの人為的排出と吸収を均衡（カーボンニュートラル）させた脱炭素型の社会が実現しているとともに気候変動の影響に適応しています。

資源を有効に使うって無駄にしないという意識がしっかりと根付き、資源の循環利用が進み、できるだけ少ない資源で必要とされる豊かさが生み出される社会となっています。

### 2 安心、安全な生活環境と生物の多様性が確保された自然共生社会づくり

地域の環境を保全するための取組が一層進み、安心して暮らせる安全な生活環境が確保されています。

**みどり**と川は地域により守り育み活用されることで多様な生態系<sup>\*</sup>を形成しており、人々がその豊かな恵みを享受し、自然と共生し暮らしています。

### 3 あらゆる主体の参画による持続可能な社会構築のための産業・地域・人づくり

環境科学・技術の振興、環境と経済の好循環が図られるとともに、再生可能エネルギーや豊かな自然環境などの地域資源を活用した地域づくりの取組が広がっています。

行政、事業者、民間団体、県民等の各主体が脱炭素・循環型・自然共生社会の実現に向けて率先して行動するとともに、各主体間の連携が進み、一体となって取組が推進されています。

これらにより、環境・経済・社会的課題の**統合的な**解決が図られ、持続可能な社会が形成されています。

## 1 第4章 施策展開の基本的な考え方

環境施策の展開においては、環境は人類の生存基盤であり、その上に持続可能な経済社会活動が存在しているという観点を強く意識し、以下の6点を施策展開の基本的な考え方とします。

### 1 様々な環境問題の統合的解決

環境施策の展開において、気候変動、資源循環、生物多様性など、それぞれの分野ごとに個々の環境問題の解決に取り組むことはもとより、統合的に解決するという視点が求められます。

気候変動対策が、種の存続に必要な生育環境の維持など生物多様性の保全にもつながる、プラスチックごみの削減は海洋プラスチックごみによる生態系への影響を少なくするとともに、廃棄物処理の過程で発生する二酸化炭素排出量の削減にもつながる等、個々の環境問題は相互に関連していることから、その影響を多面的にとらえる必要があります。

### 2 環境・経済・社会の諸課題の統合的解決

本県では、部局横断かつ官民連携による全県的なSDGs推進体制を構築し、「ワンチーム埼玉」でSDGs達成に向けた取組を推進しています。

SDGsの17の目標のうち環境と特に関わりが深い9の目標の達成はもとより、経済・社会の諸課題も含めた統合的な解決にもつなげていくことが求められます。

SDGsの理念に沿い環境・経済・社会に関わる諸課題の解決に向けて統合的に取り組むことは、持続可能な地域づくりに貢献し、地域創生の推進につながるものでもあり、環境と経済の好循環にもつながるものです。

また、生態系の持つ機能を積極的に活用し、災害に強くかつ自然と調和した持続可能な社会を形成する「グリーンインフラ<sup>\*</sup>」や「生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）」のように、環境問題を解決するとともに、防災機能も併せて発揮するような取組にも留意していく必要があります。

### 3 地域社会の持続可能性の向上

人口減少・少子高齢化の進行、社会資本の老朽化や自然災害の頻発などを踏まえ、高齢者にも暮らしやすい健康・快適な生活を確保すること、子育て世代などの若年層にも魅力的なまちにすること、財政面・経済面で持続可能な自治体経営を可能とすること、災害に強いまちづくりを推進することなどが求められています。

環境分野においても、人口減少、少子高齢化の影響を見極め、ごみ出しの支援を高齢者の見守りにつなげる等、人々の暮らしを支える地域社会の持続可能性を向上させるという視点もあわせて、施策を展開していく必要があります。

また、各地域が自然環境等の地域資源を最大限に活かして自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて近隣地域等と補完し支え合いながら、農山村も都市も活かす持続可能な地域社会の創造を目指すことが求められています。

こうしたことを踏まえ、誰一人取り残さない「日本一暮らしやすい埼玉」の実現に向け、将来を見据えた持続可能なまちづくり（埼玉版スーパー・シティプロジェクト<sup>\*</sup>）を市町村とともに進めていくことが重要です。

### 4 地球規模の影響を意識した地域からの行動

地球温暖化の主な原因である二酸化炭素は人々の生活や企業の経済活動から日常的に発生しています。

また、我が国の経済・社会システムが海外から多くの資源を輸入することで成り立っており、大規模に資源が採取されることで、世界の生物多様性に大きな影響を与えています。

近年注目されている問題の一つである食品ロスについても、我が国は多くの食料を海外から輸

1 入している一方で、国内で世界全体の食料援助量の約1.6倍の食品ロスが発生しているとの推  
2 計もあり、国内での取組を進めることは、世界全体への貢献であるとも言えます。

3 また、世界的な課題となっている海洋プラスチック問題の原因の一つは、日常生活から発生す  
4 るプラスチックごみです。

5 **我が国**での日常生活や企業活動が地球規模の環境問題の原因の一つとなっており、世界的にも  
6 影響を与えていることを十分に意識し、地域から行動していく必要があります。

## 5 先進技術の活用、変化を捉えた意識や行動の変革

7  
8 IoT、ロボット、人工知能（AI）、ビッグデータ、ドローンといったデジタル技術の活用によ  
9 る社会的課題の解決に向けた様々な取組が期待されています。デジタル技術の徹底的な活用や  
10 デジタルインフラなどの戦略的な構築を進め、そこに新しい価値を生み出す変革、**いわゆるデジ  
11 タルトランスフォーメーション（DX）**が求められています。

12  
13 ESG投資の拡大や脱炭素化を経営に取り込む企業の増加、シェアリングエコノミーの広がり、  
14 テレワークの**拡大**等、環境**保全**につながるビジネススタイル、働き方やライフスタイルの変化の  
15 動きも見られます。

16 先進的なデジタル技術を活用するとともに、企業や人々の意識や行動の変化を的確に捉え、社  
17 会**経済活動**がより環境の**保全を意識した行動に向けられるよう**働きかけていく必要があります。

## 6 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた対応

18  
19 新型コロナウイルス感染症への対応として、テレワークやウェブ会議が急拡大してきています。  
20 こうした動きは、環境面からも移動に伴う二酸化炭素排出量の削減に**もつながら、このような感  
21 染症対策が環境対策にもなるような取組を、**より一層進めていく必要があります。

22  
23 一方、**こうした動きは、**在宅勤務による住宅の空調・照明等のエネルギー消費量の増加、公共  
24 交通機関から自家用車への通勤シフトや、換気を伴う空調による負荷の増加、さらには衛生目的  
25 での使い捨てマスク等のプラスチック製品の使用の増加など、環境への負荷の増大といった側面  
26 もあります。

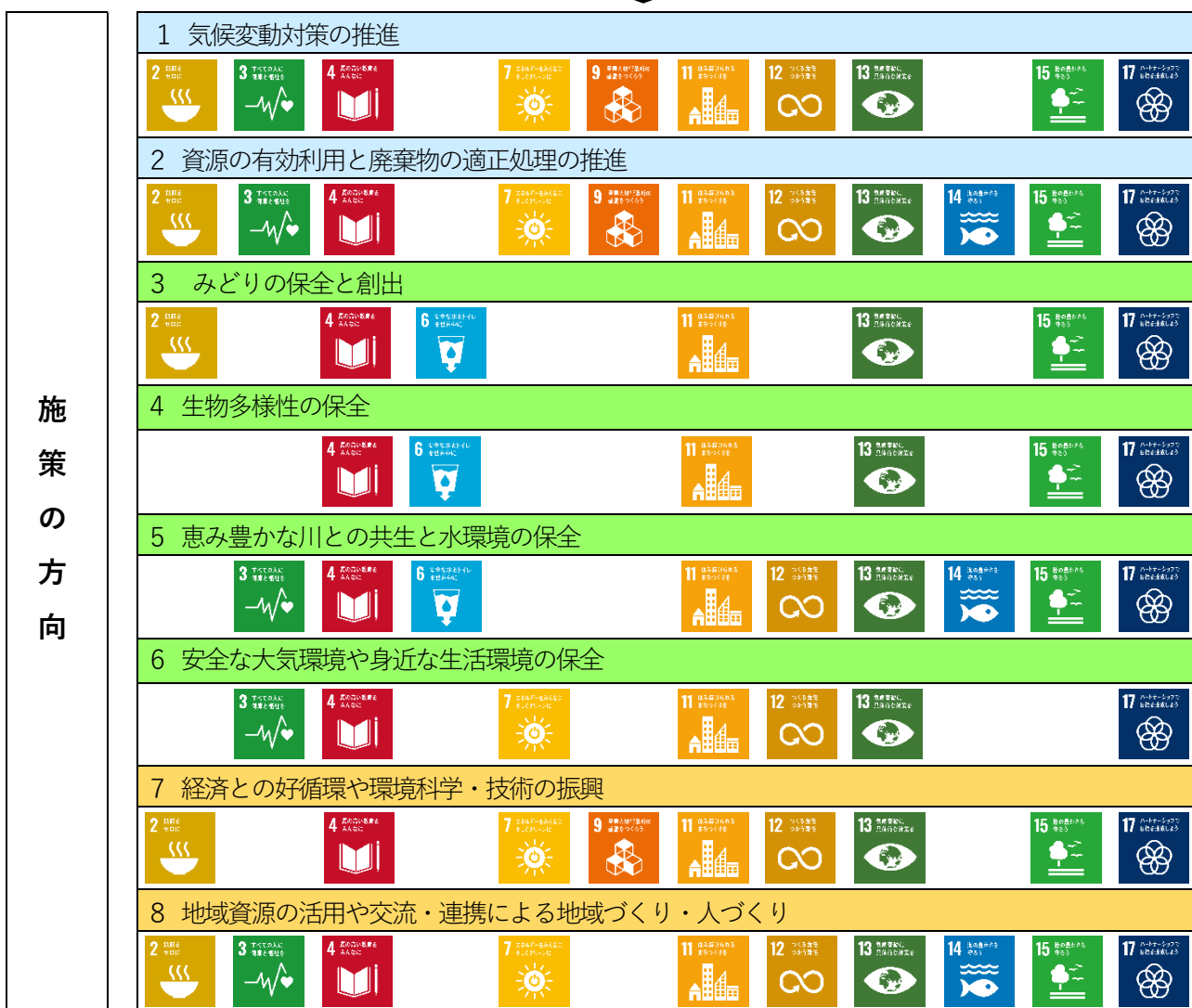
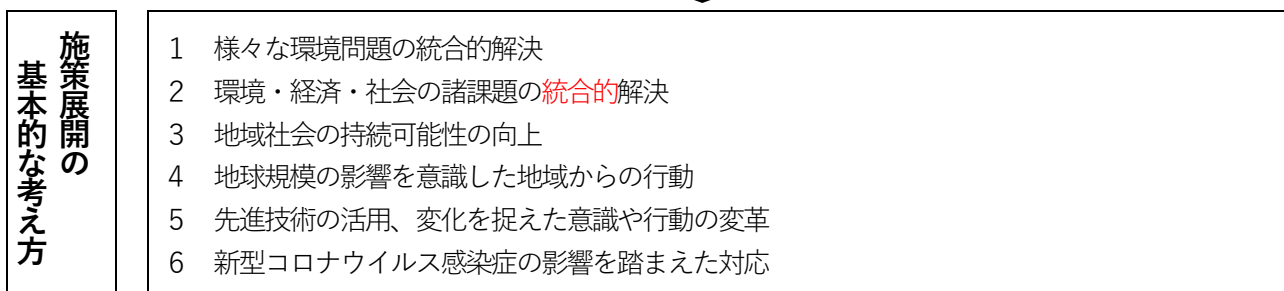
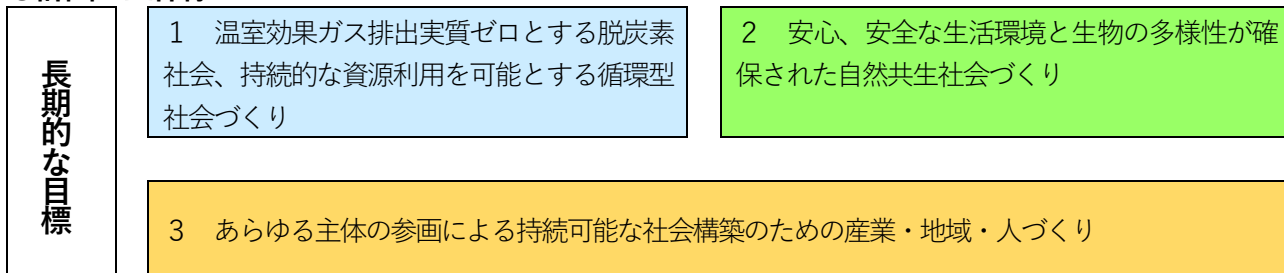
27 省エネ設備やエコカーの更なる導入や、プラスチック代替製品の使用の促進などにより、感染  
28 症対策と環境対策の両立を図っていく必要があります。

29 新型コロナウイルスの感染拡大で冷え込んだ経済の復興と、気候変動など環境問題の解決を同  
30 時にめざす「グリーン・リカバリー<sup>\*</sup>」（持続可能な経済復興）**という観点も重要となっています。**

1 第5章 実施施策

2  
3

○計画の全体像





## 1 施策の方向 1 気候変動対策の推進

### 2 (1) 現状と課題

3 本県では、これまでも、目標設定型排出量取引制度<sup>※</sup>などの先進的な取組を進めてきており、  
4 令和2年(2020年)3月には「埼玉県地球温暖化対策実行計画(第2期)」を策定したところで  
5 す。

6 本県の温室効果ガス排出量は、平成30年度(2018年度)には平成25年度(2013年度)比  
7 12.1%減となっていますが、令和32年(2050年)までの脱炭素社会の実現を旨とした「地  
8 球温暖化対策の推進に関する法律」の改正を受け、より一層の削減が求められる状況となってい  
9 ます。

10 本県の再生可能エネルギーの導入ポテンシャルは限定的であり、太陽光発電については一定程  
11 度導入が進んでいるものの、これまでのエネルギー供給体制を更に変えていかなければ、温室効  
12 果ガスをより一層削減し、地球温暖化の進行を止めることは困難です。また、災害の激甚化など  
13 によりエネルギー供給の途絶が長期化するおそれも高まっています。

14 そのため、地域の特性を踏まえた多様なエネルギー供給(再生可能エネルギー、コージェネレ  
15 ーションシステム<sup>※</sup>、燃料電池<sup>※</sup>等)と蓄電池等を組み合わせたエネルギーの地産地消<sup>※</sup>による効  
16 率的な活用を進め、脱炭素化や災害時におけるエネルギー供給の確保を図る必要があります。

17 また、目標設定型排出量取引制度などにより、産業・業務部門の削減をより一層促進するとと  
18 もに、運輸部門や家庭部門における削減もこれまで以上に促進する必要があります。

19 さらに、本県では、地球温暖化に加え、首都圏のヒートアイランド現象の影響により、日本の  
20 平均と比べて気温の上昇幅が大きくなっています。また、内陸に位置し、フェーン現象の影響を  
21 受けやすいため、夏季日中の最高気温が高くなる傾向にあります。こうした状況を踏まえ、平成  
22 30年(2018年)12月の気候変動適応法の施行に合わせて、環境科学国際センターを県の地域  
23 気候変動適応センターに位置付けました。また、令和3年7月現在で6市の地域気候変動適応セ  
24 ンターを各市と県で共同設置するなど、市町村を支援しつつ地域における適応策を進めています。  
25

### 26 (2) 長期的な目標に向けた方向性

27 脱炭素社会の実現及び気候変動に適応した持続可能な社会の実現に向け、産業、業務、家庭、  
28 運輸の各部門で省エネルギー化が進み、温室効果ガスの排出量が着実に減少しています。

29 地球の気候の現状や将来予測に関する県民や事業者の理解が深まり、県民が環境に優しいライ  
30 フスタイルを実践するとともに、事業者も環境への負荷を低減した事業活動を展開しています。

31 県民生活は、快晴日数日本一、戸建て住宅数が全国2位という本県の強みを生かし、住宅の太  
32 陽光発電設備等や蓄電池の導入が進み、再生可能エネルギーの利用が促進されるとともにレジリ  
33 エンス<sup>※</sup>の強化が図られています。

34 事業者の脱炭素に向けた意識が高まり、事業活動の省エネルギー化はもとより、太陽光や風力  
35 で発電した電力の購入等、再生可能エネルギーの利用によるCO<sub>2</sub>オフセットが進んでいます。

36 また、地域の住民の安心・安全、生物多様性の保全などに配慮された、地域の实情に応じた太  
37 陽光発電の設置が進んでいます。  
38

### 39 (3) 今後の施策と主な取組

#### 41 (i) 再生可能エネルギーの普及拡大

##### 43 ◇太陽光やバイオマス、地中熱などの再生可能エネルギーの普及拡大

44 「快晴日数日本一」という本県の特長を生かした太陽光をはじめ、食品廃棄物、間伐材、下水

1 汚泥<sup>※</sup>などのバイオマス資源や地中熱など、地域の実情に応じた再生可能エネルギーの有効利用  
2 を推進します。

3 また、地域における最適な熱エネルギーの活用に向けて、人工排熱の可視化等の研究を進めま  
4 す。

#### 6 ◇再生可能エネルギー施設の適切な設置・管理

7 F I Tによる太陽光発電施設の設置に際しては、事業者への指導を行う市町村からの相談に対  
8 し、技術的な助言を行うとともに、市町村職員への研修を実施するなど、太陽光発電施設の適切  
9 な設置・管理に向けた支援を行います。

#### 11 ◇非化石証書<sup>※</sup>の活用による再生可能エネルギーの地産地消の推進（新規）

12 県内で生み出された再生可能エネルギーの環境価値を県内事業者に供給するため、非化石証書  
13 を活用した「彩の国ふるさとでんき（埼玉県産 CO<sub>2</sub> オフセット電力メニュー）」等により再生可  
14 能エネルギーの地産地消を推進します。

#### 16 ◇災害時に活用可能な太陽光発電設備などの導入支援（拡充）

17 災害時に非常用電源として活用可能な太陽光発電設備などの導入を支援します。また、太陽光  
18 発電と組み合わせた蓄電池の導入を支援し、住宅や公的施設の脱炭素化と災害対応力の強化を推  
19 進します。

#### 21 ◇（関連取組）下水汚泥の活用、一般廃棄物処理施設の熱回収の促進、バイオマスの利用促進（後 22 出）

### 24 (ii) エネルギーの効率的な利用の推進

#### 26 ◇コージェネレーションシステムや燃料電池の導入の促進

27 家庭用燃料電池等の導入を支援し、家庭の省エネルギー化と住宅のレジリエンス強化を図りま  
28 す。また、コージェネレーションシステムや燃料電池を導入する事業者を支援します。

#### 30 ◇IoT技術を活用した分散型エネルギー<sup>※</sup>の効率的な利用の推進（新規）

31 太陽光発電や工場排熱など、地域における分散型エネルギーの効率的な利用が図られるよう、  
32 IoTや新技術を活用したエネルギーマネジメントを推進します。また多くのエネルギーを使用  
33 している企業などに、バーチャルパワープラント（V P P<sup>※</sup>）技術などの活用によるアグリゲータ  
34 ーを介したダイヤモンドリスポンス（D R<sup>※</sup>）への参加を促し、省エネルギー化やエネルギーコスト  
35 の低減を図ります。

#### 37 ◇（関連取組）「埼玉版スーパー・シティプロジェクト」の推進による持続可能なまちづくり（新 38 規）（後出）

### 40 (iii) 産業・業務部門における温室効果ガス排出削減対策の推進

#### 42 ◇地球温暖化対策計画制度の円滑な運用

43 埼玉県地球温暖化対策推進条例に基づき、一定規模以上の事業者を対象に、温暖化対策の計画  
44 書の提出、実施状況の報告・公表等を行う地球温暖化対策計画制度を推進します。

#### ◇ 目標設定型排出量取引制度の推進

エネルギー消費の大きい事業所を対象に、二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）の排出削減目標を設定し、事業所自ら排出削減を進めるとともに、他の事業所の排出削減量や森林吸収量の活用、再生可能エネルギーの利用などにより排出削減目標の達成を求める目標設定型排出量取引制度を推進し、対象事業所における CO<sub>2</sub> 排出削減の取組を促進します。

#### ◇ 事業活動における省エネルギー対策など脱炭素化に向けた取組の促進

中小企業等から排出される CO<sub>2</sub> を効率的に削減するため、省エネルギー設備や再生可能エネルギー設備の導入に対する支援や省エネルギー診断の実施などを行い、事業活動における省エネルギー対策を促進します。

また、IoT等を活用したエネルギーマネジメントを推進し、中小企業等の効率的なエネルギー利用を促進します。

あわせて、ESG 金融の活用促進など、中小企業等の脱炭素化に向けた取組を支援します。

#### ◇ 建築物環境配慮制度の運用などによる低炭素建築物の普及拡大

建築物の省エネルギー化など建築物における総合的な環境配慮の取組を促すため、「埼玉県建築物環境配慮制度」を推進し、低炭素型の建築物などが正しく評価され、優良なストックとして蓄積されるよう取り組みます。また、市街化区域等における低炭素建築物新築等計画の認定により、省エネルギー性能の高い建築物の普及を促進します。

#### ◇ (関連取組) 食品ロスの削減 (後出)

#### ◇ (関連取組) プラスチック資源の循環的利用の推進 (後出)

### (iv) 家庭部門におけるライフスタイルの転換

#### ◇ 住宅の省エネルギー対策の実施

家庭用燃料電池<sup>※</sup>などの住宅用省エネルギー設備の導入や省エネルギー型家電への買い替えを支援するなど、住宅の省エネルギー対策を促進します。

また、エコリフォームの普及啓発、環境に配慮した住宅普及に対する支援を行うとともに、すべての新築住宅・建築物に対する省エネ基準適合義務化を見据え、住宅性能表示制度の活用や省エネルギー性能の高い住宅の普及を促進します。

#### ◇ 脱炭素社会の実現に向けたライフスタイルへの転換

スマートメーターなどにより得られたデータの活用や、環境配慮行動に付与されるポイントなどを活用し、省エネ・省資源に対する意識の醸成・定着、行動の実践といった、脱炭素社会の実現に向けたライフスタイルへの転換を促進します。

また、エコライフ DAY<sup>※</sup>、ライフスタイルキャンペーン<sup>※</sup>、家庭の省エネ相談会といった家庭向け普及啓発活動を実施します。

#### ◇ 脱炭素社会の実現に向けた環境学習の推進

将来の脱炭素社会の担い手となる子供たちを対象とした環境学習を、地球温暖化対策教育副読本の活用促進等により推進します。

また、地球温暖化防止活動推進員<sup>※</sup>の能力向上に資する研修を実施し、その活動を支援します。

#### ◇ (関連取組) ゴミを減らすライフスタイルの普及促進 (後出)

#### ◇ (関連取組) 食品ロスの削減 (後出)

1 ◇（関連取組）プラスチック資源の循環的利用の推進（後出）

2  
3 (v) 運輸部門における環境配慮の推進

4  
5 ◇EV・PHV・FCV\*など電動車の普及促進（拡充）

6 自動車を多数使用する事業者に対し電動車の導入を働きかけるとともに、県・市町村の率先導  
7 入を進めます。また、県民に向け普及啓発活動等を通じて、電動車の魅力を発信します。さらに、  
8 九都県市\*等と連携して自動車メーカーに車種の拡充を働きかけます。

9  
10 ◇運輸・物流の低炭素化の推進

11 一定台数以上の自動車を使用する事業者に対しCO<sub>2</sub>の排出量や低燃費車の導入目標の設定等を  
12 求めるとともに、大規模荷主や大規模集客施設、自家用自動車通勤者が多い事業所に対し、エコ  
13 ドライブなどの適正運転の実施、公共交通機関の利用やカーシェアリングの導入など、自動車か  
14 ら排出されるCO<sub>2</sub>排出量の削減に向けた実施方針の提出を求め、事業者の取組を促進します。

15 また、物流拠点の集約化や適地への立地等による配送ネットワークの合理化を促進するとともに、  
16 海上コンテナのラウンドユースの取組を支援し、流通業務の総合化、効率化に取り組みます。

17  
18 ◇自家用車から公共交通への利用転換や自転車活用の推進

19 バスの走行環境改善等を行うことにより、公共交通機関への利用転換を促進します。

20 自転車レーンの設置など、自転車が安全に走行できる自転車通行空間の整備を推進するととも  
21 に、市町村が実施する自転車通行空間の整備やシェアサイクルの導入などの取組を支援します。

22  
23 ◇バイパス整備、交差点改良などによる交通渋滞の緩和

24 バイパスの整備及び交差点や踏切の改良、立体化などを進め、交通渋滞の緩和を図ることで、  
25 自動車交通による環境負荷を軽減します。

26  
27 ◇（関連取組）ディーゼル車運行規制の実施やアイドリングストップ\*の指導（後出）

28  
29 (vi) CO<sub>2</sub>以外の温室効果ガス対策と吸収源対策の推進

30  
31 ◇フロン類\*の適正管理の指導・啓発

32 二酸化炭素を上回る高い温室効果を持つフロン類について、使用時の漏えいの防止や回収後の  
33 適正な破壊、再生を促すため、第一種フロン類充填回収業者などへの指導を行います。

34  
35 ◇フロン類のモニタリング調査

36 冷媒として使われているフロン類は、オゾン層\*破壊の原因にもなることから、県内の大気環境  
37 中の濃度を調査し、長期的な傾向の把握及び対策の評価を行います。

38  
39 ◇CO<sub>2</sub>の吸収・貯蔵機能の向上を図る森林の整備

40 CO<sub>2</sub>を吸収し、炭素を貯蔵する機能を持続的に発揮させるため、間伐や伐採後の再造林などの  
41 森林整備を推進します。さらに、炭素を長時間貯蔵し続けることができるように木材利用を促進  
42 します。また、企業・団体が実施する森林整備活動によるCO<sub>2</sub>吸収量を認証し、社会全体で森林  
43 を守り育てる意識の醸成を図ります。

44 ◇（関連取組）水源かん養機能の発揮や生態系に配慮した森林の整備・保全（後出）

45 ◇（関連取組）県産木材の利用促進・率先活用（後出）



## ◇CO<sub>2</sub>吸収源につながる身近な緑の保全・創出

地域制緑地の指定や公有地化などを進めることにより、CO<sub>2</sub>吸収源対策として効果のある身近な緑の保全を図ります。市町村、民間施設所有者が行う施設緑化に対する支援や緑化計画制度の推進などにより都市部等の緑化を進めることにより、身近な緑に囲まれたゆとりある地域の形成を図るとともに、CO<sub>2</sub>吸収量が増加するよう取り組みます。

- ◇（関連取組）特別緑地保全地区など地域制緑地の指定（再掲）
- ◇（関連取組）公有地化の推進（再掲）
- ◇（関連取組）「ふるさとの緑の景観地」の指定・維持管理（再掲）
- ◇（関連取組）身近な緑を保全・創出する公園整備（後出）
- ◇（関連取組）県有施設などの身近な場所の緑化（後出）
- ◇（関連取組）緑化計画制度の適切な運用（再掲）
- ◇（関連取組）みどりを守り創る活動の支援と促進（後出）
- ◇（関連取組）「さいたま緑のトラスト運動」の推進（再掲）

## （vii）県の率先実行

### ◇県有施設における脱炭素化の推進

エネルギー効率の良い空調設備やLED照明の導入等により、県有施設のエコオフィス化を率先して進めます。

また、県有施設の新築・改築、大規模改修に当たっては、ZEB<sup>\*</sup>化やBEMS<sup>\*</sup>の導入等を検討するとともに、施設の特性や立地状況、費用対効果等を考慮し、太陽光発電設備等を設置するなど、県有施設における脱炭素化を進めます。

### ◇上下水道事業における環境配慮の推進

浄水場の取送水や水処理過程における省エネルギー型機器の導入や設備の効率的な運転により上水道の省エネルギーの取組を推進するとともに、高温焼却の実施や高効率機器の導入などによる電気使用量の削減により環境に配慮した流域下水道の整備を進めます。

また、下水処理施設における消化タンクの築造等により、下水汚泥の処理工程で発生するバイオガスや熱エネルギーを焼却燃料や発電に利用します。

### ◇電動車の率先導入

「埼玉県公用車グリーン導入指針」に基づき、公用車は電動車を率先して調達し、災害時には避難所等の電源として電動車の活用を図ります。

### ◇（関連取組）県の率先行動やグリーン購入などの推進（後出）

## （viii）気候変動への適応策の推進

### ◇気候変動の影響の評価、情報収集と情報提供（拡充）

既に現れている温暖化の影響に加え、長期的に避けることができない影響に対して、気候のモニタリング、将来における温暖化の予測、予測される温暖化による影響の評価を実施します。

埼玉県気候変動適応センターでは、市町村と連携の上、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報を収集し、ホームページ等を通じて情報提供を行います。

### ◇農業分野や自然災害分野などにおける適応策の推進

農業分野における高温障害を軽減する農作物栽培技術や家畜飼育技術の開発などや、自然災害

分野における気候変動による水害リスクに備え、あらゆる関係者が協働してハード対策とソフト対策の両面から災害を軽減させる「流域治水<sup>※</sup>」の推進など各分野で適応策を推進します。

#### ◇ ヒートアイランド対策や暑さ対策の推進

工場やオフィスからの人工排熱を低減するため、中小企業等の断熱や遮熱対策を支援します。  
また、打ち水や日傘の使用について、民間事業者等と連携した普及啓発を行うほか、人工排熱の可視化等の研究を進め、暑さ対策として効果的な注意喚起を行います。

#### □ 施策指標

<b>温室効果ガスの排出量削減率</b>		<b>12% → 24%以上<sup>(※)</sup></b> (平成30年度) (令和8年度)
<b>指標の説明</b>	県全体の温室効果ガス排出量の削減率（平成25年度（2013年度比））。 県民や事業者などによる地球温暖化対策の成果を示す数値であることから、この指標を選定。	<b>目標の根拠</b>
		令和32年（2050年までの脱炭素社会の実現を旨とした「地球温暖化対策の推進に関する法律」の改正を踏まえ、目標値を設定。 ※国の「地球温暖化対策計画」改定後、本環境基本計画期間中に目標値を再設定。
<b>新車（乗用車）販売台数における 電動車の割合</b>		<b>39.9% → 56.0%</b> (令和元年) (令和8年)
<b>指標の説明</b>	乗用車の新車販売における電動車（ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、電気自動車及び燃料電池自動車）の割合。 従来車からCO <sub>2</sub> の排出が少ない電動車への転換状況を示す数値であることから、この指標を選定。	<b>目標の根拠</b>
		国の「グリーン成長戦略」の目標（2030年代半ばまでに、乗用車新車販売で電動車100%を実現）を踏まえ、令和17年（2035年）までに電動車の割合100%を達成することを目指し、目標値を設定。

## 1 施策の方向 2 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進

### 2 (1) 現状と課題

3 県内の一般廃棄物の排出量は長期的には減少傾向でしたが、令和元年度（2019年度）は233  
4 万tで、平成30年度（2018年度）に引き続き前年より増加しました。近年は下げ止まりから微  
5 増傾向となっており、ごみを減らすライフスタイルの定着の更なる促進が必要です。

6 県内の産業廃棄物の発生量及び最終処分量は、令和元年度（2019年度）はそれぞれ約1,22  
7 6万t及び約19万tで、いずれも前年度から増加しました。今後も、高度成長期に造られた建  
8 築物の老朽化による建設系廃棄物の発生や固定価格買取制度\*開始以降に普及した太陽光発電の  
9 使用済みパネルの排出も見込まれます。発生量の抑制や減量化とともに、最終処分量の更なる低  
10 減を図るため、より一層の分別の徹底やリサイクル化とともに、下水汚泥を資源としたガス発電  
11 など廃棄物の持つエネルギーの有効活用も進める必要があります。

12 また、家庭系、事業系の食品ロスが平成30年度（2018年度）には、推計で26.6万t発生  
13 しており、食品ロスの発生を抑制し、それらを地域で活用する取組が求められます。

14 さらに、近年、海洋汚染の要因として問題となっているプラスチックごみについては、「3R+  
15 Renewable（持続可能な資源）」の取組を進めていく必要があります。

16 本県の産業廃棄物の不法投棄は、平成27年度（2015年度）から令和元年度（2019年度）ま  
17 での5年間で、小規模な案件が中心となっているものの、認知件数は増加傾向にあります。排出  
18 事業者への指導強化、廃棄物処理業者の監視・指導の徹底の更なる推進が必要です。

19 近年、自然災害が頻発化・激甚化し、多量の災害廃棄物が発生しています。国、県、市町村及  
20 び関係事業者等が広域的に連携して災害廃棄物を迅速かつ円滑に処理する体制を構築するととも  
21 に、災害発生時に廃棄物処理施設が地域のレジリエンス強化に貢献できるよう施設整備を推進す  
22 ることが必要です。

23 加えて、生産年齢人口の減少に対応するため、廃棄物処理事業者は、廃棄物処理業界のイメー  
24 ジアップ等による人材の確保や、AI・IoTの導入による作業の効率化を促進する必要があります。  
25 す。

### 26 (2) 長期的な目標に向けた方向性

27 県民生活や事業活動をはじめ、地域社会の中で3Rが徹底され、物を有効に使って無駄にしな  
28 いという意識がより浸透し、限られた天然資源が効率的に活用され、将来の世代がその恩恵を受  
29 けられるような仕組みが構築されています。

30 使用済の資源が適正に分別され、再生利用可能なものはリサイクルされるとともに、廃棄物の  
31 発生も抑制され、不法投棄などがない適正な廃棄物の処理が行われています。また、災害発生時  
32 においても迅速かつ適正に廃棄物が処理されています。

### 33 (3) 今後の施策と主な取組

#### 34 (i) 3Rの推進

##### 35 ◇ごみを減らすライフスタイルの普及促進

36 家庭からのごみの排出量削減のため、県民一人ひとりがごみの排出を抑制するための工夫や実  
37 践を行うよう、企業や市町村と連携して3R講座を積極的に開催するとともにホームページやイ  
38 ベント等様々な機会をとらえ、普及啓発を行います。

39 また、家庭ごみの削減に向けた市町村や関係機関などが各々取り組む先進的事例を収集し、市  
40 町村にフィードバックするなど、市町村の取組を支援します。

### ◇食品ロス削減の促進（拡充）

県民一人ひとりが食品ロス削減の必要性について十分に理解が深まるよう啓発を行います。また、事業活動に伴い発生する期限切れ間近の食品や家庭で余っている食品について、それらを必要な方に提供する活動を行う団体と連携してフードドライブを実施するなど、積極的な活用を図ります。

### ◇県の率先行動と市町村支援

備品や消耗品の再利用、ペーパーレス化によるごみの削減などによりエコオフィス化を推進します。また、リサイクル製品などの環境に配慮したものを優先的に購入する「グリーン購入<sup>\*</sup>」を率先して進め、調達率の向上に努めるとともに、市町村にも協力を呼びかけます。

### ◇（関連取組）脱炭素社会の実現に向けたライフスタイルへの転換（再掲）

### ◇（関連取組）県の率先行動やグリーン購入などの推進（後出）

## （ii）廃棄物及び廃棄物エネルギーの有効活用の推進

### ◇プラスチック資源の循環的利用の推進（新規）

プラスチック製品加工業者と再資源化事業者などによる意見交換を進め、プラスチックの回収とリサイクルのための仕組みづくりを行います。

家庭から排出されるプラスチックごみの分別回収が進んでいない市町村等に対し、分別回収実施に向けた技術的支援を行います。

プラスチックの循環的利用を進めるため、事業者による店頭での分別回収等の取組を支援します。また、事業活動に伴って廃棄物として排出されるプラスチックの実態を把握し、より高度なリサイクルに向けての枠組みづくりを促進します。

### ◇リサイクル製品の認定

主に県内で発生する廃棄物を原材料に用いた製品で安全性や品質などの基準を満たしたものを県が認定する「彩の国リサイクル製品認定制度<sup>\*</sup>」をわかりやすく広報し、リサイクル資材の普及拡大とリサイクル産業の育成を図ります。

### ◇「彩の国資源循環工場<sup>\*</sup>」の適切な運営管理

民間の有する技術力・経済力と公共の有する計画性・信頼性を活かした「彩の国資源循環工場」を適切に監理・運営し、公害防止はもとより廃棄物を資源とする製品開発やエネルギーの回収なども促進します。

### ◇下水汚泥の活用、一般廃棄物処理施設の熱回収の促進、バイオマスの利用促進

下水処理場から発生する汚泥の持つエネルギーをバイオガス発電、固形燃料の製造、焼却廃熱・発電により活用します。

市町村等に対する技術的助言等により、一般廃棄物処理施設における熱回収を強化し、地域のエネルギーセンターとしての活用を促進します。

研修会等を通じた普及啓発、関係事業者による利活用システム構築に向けた取組の支援等を行い、農山村の多様なバイオマスの利活用を促進します。

### ◇浄水発生土<sup>\*</sup>のセメント原料化など再資源化の促進

浄水場における河川水の浄水処理過程で発生する浄水発生土について、セメント原料や園芸用土、グラウンド用土等として再利用することにより、再資源化と最終処分量の削減を促進します。



### ◇太陽光パネルのリユース・リサイクルの推進

太陽光パネルのリユース・リサイクル体制を確立するため「埼玉県太陽電池モジュールリサイクル協議会」を設置し、官民連携のもと効率的な回収ルート構築や高度リサイクル施設の整備支援、使用可能なリユース品やガラス等の再生品の需要創出に取り組みます。

### ◇各種リサイクル法の的確な運用

廃棄物の減量化及び適正処理を推進するため、容器包装、家電、食品、建設、自動車、小型家電など各種リサイクル法の的確な運用に向け、普及啓発や情報提供、排出事業者指導等を行います。

### ◇（関連取組）太陽光やバイオマス、地中熱などの再生可能エネルギーの普及拡大（再掲）

## (iii) 廃棄物の適正処理の推進

### ◇廃棄物の排出事業者・処理業者への指導強化及び適切な行政処分の実施

近年微増傾向となっており、産業廃棄物の混入も一部で確認されている事業系一般廃棄物の排出抑制のため、ごみの削減、分別の徹底及びリサイクルの取組について、市町村等と協働した事業所への立入指導、関係団体と連携した排出事業者への働きかけを行います。

また、排出事業者への立入調査及び普及啓発、不適正処理事案での廃棄物処理業者等へ強力な指導、告発も視野に入れた適切な行政処分により、廃棄物の減量化及び適正処理を促進します。

### ◇不法投棄の未然防止・早期発見・早期対応の徹底

不法投棄多発箇所の監視強化、ドローンによる不法堆積場所の継続監視、廃棄物不法投棄110番の運営及び市町村、国、警察との連携協力体制の確保等により、不法投棄の未然防止・早期発見・早期対応に取り組みます。

### ◇ポリ塩化ビフェニル（PCB）の適正処理

PCB特別措置法により処理期限が定められているPCB廃棄物<sup>\*</sup>については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画により実施した調査等の結果に基づき、期限内に適正かつ確実に処理します。

### ◇石綿廃棄物の適正処理

石綿の飛散による健康被害を防止するため、大気汚染防止法や建設リサイクル法に基づく届出等のある建築物解体工事現場などへの立入検査を実施し、石綿の飛散防止対策や石綿廃棄物の適正処理等を監視・指導します。

#### ◇（関連取組）建築解体現場などにおける石綿飛散防止対策の推進（拡充）（後出）

### ◇廃棄物処理施設の適正な維持管理の促進

ごみ処理施設やし尿処理施設、最終処分場などの一般廃棄物処理施設や、産業廃棄物処理施設に立入検査を行い、適正な使用・維持管理を指導します。また、焼却施設や最終処分場等には法で定められた定期検査を適切に実施し、適正な維持管理を促進します。

### ◇安全・安心な県営処分場の運営、研究

自ら処分場を確保することが困難な県内の市町村や中小企業者等のため全国で初めて県直営で整備した最終処分場において、モデルとなる埋立法や安全管理を採用し、環境保全対策に万全

を期した運営を行います。

埋立廃棄物の安定化評価など、安心・安全な最終処分場運営に資する研究を進めます。

#### (iv) 廃棄物処理の継続性の強化及びレジリエンスの向上

##### ◇廃棄物処理業界のイメージアップと人材育成

廃棄物の処理は県民の日常生活に欠かすことのできないものであり、廃棄物処理業は社会経済システムに必要な不可欠なエッセンシャルワーカーとしての役割を果たしていることから、廃棄物処理業における優れた取組を表彰するなど、業界における優秀な人材の確保や育成を促進します。産業廃棄物処理業を環境産業へとステージアップするため、3S運動によるイメージアップ、廃棄物処理の効率化・高度化等に資する新技術の活用の促進に取り組みます。

##### ◇市町村と連携した持続可能な廃棄物処理の推進（新規）

安定的かつ効率的な一般廃棄物処理体制を構築するため、広域的な処理や処理施設の集約化を促進します。

また、地球温暖化対策や災害時の廃棄物処理システムの維持のため、エネルギー効率の高い施設への計画的な更新等を促進します。

##### ◇災害廃棄物対策の推進

大規模な災害に備え、実効性のある災害廃棄物処理計画を全市町村が策定するよう支援します。

市町村や関係団体等と災害廃棄物処理に関する必要な情報を共有し、研修や図上訓練を通じて相互の連携の強化を図ります。

#### □施策指標

<b>一般廃棄物の再生利用率</b>		<b>23.7%</b> (令和元年度)	<b>→</b>	<b>35.0%</b> (令和8年度)
<b>指標の説明</b>	一般廃棄物の排出量のうち再生利用した量の割合を百分率で表したものの。一般廃棄物の削減が進むと再生利用量も減少することが予想され、資源の有効利用状況を確認するには再生利用率が適していることからこの指標を選定。	<b>目標の根拠</b>	国の基本方針における削減目標を踏まえて設定した「第9次埼玉県廃棄物処理基本計画」における令和7年度の目標値(33.6%)を更に削減することを目指し、目標値を設定。	
<b>家庭系ごみの1人1日当たりの排出量</b>		<b>528 g/人・日</b> (令和元年度)	<b>→</b>	<b>428 g/人・日</b> (令和8年度)
<b>指標の説明</b>	1人1日当たりの家庭系ごみ排出量。家庭系ごみ排出量は家庭から排出される一般廃棄物のうち集団回収、資源ごみを除いた量。家庭系ごみの分別回収が進むと排出量が減少することからこの指標を選定。	<b>目標の根拠</b>	国の基本方針における削減目標を踏まえて設定した「第9次埼玉県廃棄物処理基本計画」における令和7年度の目標値(440g/人・日)を更に削減することを目指し、目標値を設定。	

<b>食品ロス量</b>		<b>266千トン</b> (平成30年度)	<b>→</b>	<b>233千トン</b> (令和8年度)
<b>指標の説明</b>	県内の食品ロス量。 県民や事業者の食品ロス削減の取組による成果を示す数値であることからこの指標を選定。	<b>目標の根拠</b>	SDGs や国の方針に合わせ、令和12年度の目標値を平成12年度(405千t)比で半減(202千t)とした場合の年次目標値として設定。	
<b>一般廃棄物の1人1日当たりの最終処分量</b>		<b>34.0g/人・日</b> (令和元年度)	<b>→</b>	<b>27.0g/人・日</b> (令和8年度)
<b>指標の説明</b>	1人1日当たりの一般廃棄物の最終処分(埋立処分)量。 一般廃棄物の排出抑制や再生利用推進による減量化の状況を的確に示す数値であることから、この指標を選定。	<b>目標の根拠</b>	国の基本方針における削減目標を踏まえて設定した「第9次埼玉県廃棄物処理基本計画」における令和7年度の目標値(28g/人・日)を更に削減することを目指し、目標値を設定。	
<b>産業廃棄物の最終処分量</b>		<b>19.3万トン</b> (令和元年度)	<b>→</b>	<b>14.8万トン</b> (令和8年度)
<b>指標の説明</b>	年間の産業廃棄物の最終処分(埋立処分)量。 産業廃棄物の排出抑制や再生利用推進による減量化の状況を的確に示す数値であることから、この指標を選定。	<b>目標の根拠</b>	国の基本方針における削減目標を踏まえて設定した「第9次埼玉県廃棄物処理基本計画」における令和7年度の目標値(15万t)を更に削減することを目指し、目標値を設定。	

## 1 施策の方向3 みどりの保全と創出

### 2 (1) 現状と課題

3 本県には、山地、台地・丘陵地、低地が連なり、武蔵野の面影を残す平地林<sup>\*</sup>など身近に貴重な  
4 みどりが存在する多様な自然環境に恵まれています。里山<sup>\*</sup>に代表される豊かな自然環境、まちな  
5 かにおける身近な自然である樹林地や農地、公園や建物の緑などがそれぞれの特徴を活かしなが  
6 ら保全・活用されることにより、みどりの持つ多様な機能が十分に発揮され、地域における社会  
7 的・経済的な課題の解決にもつながり、県民がその魅力と価値を実感できることが重要です。防  
8 災やヒートアイランド現象の緩和など多様な機能を活用する「グリーンインフラ」としても、「み  
9 どり」の創出・保全・活用の強化・充実を図り、持続可能で魅力ある地域づくりを進めることが  
10 必要です。

11 これまでも、「彩の国みどりの基金<sup>\*</sup>」を活用し、森林の再生や身近な緑の創出、県民運動の展  
12 開などに重点的に取り組んできました。

13 本県の緑地率は県土面積の約6割を占めているものの、緑地率は年々低下し、特に平地林面積  
14 は10年間で1割以上減少しています。また、人口減少や高齢化により、適切に管理・活用され  
15 ない平地林や緑地の増加や、みどりの保全や管理等に貴重な役割を果たしているボランティアの  
16 新たな担い手の確保が課題となっています。

17 みどりの保全や管理の将来的な担い手の確保に繋げていくため、現在活動している企業・団体  
18 への支援に加え、新たな企業等の活動を促進するとともに、環境教育・啓発を通じて子供たちの  
19 みどりを守る意識を育む必要があります。

20 また、本県の森林は県土面積の約3分の1を占めており、主にスギ、ヒノキなどの針葉樹及び  
21 クヌギ、コナラなどの広葉樹のほか、亜高山帯には貴重な原生林も残されています。また、人工  
22 林の成長に伴い森林資源が充実してきている一方で、木材価格の低迷により伐採・再造林が低調  
23 で、人口減少や高齢化により森林は管理が行き届かず、病虫害等も生じています。

24 森林の持つ水源かん養<sup>\*</sup>、二酸化炭素の吸収・貯蔵、生物多様性の保全など多くの機能を持続的  
25 に発展させるため、大都市圏に近いという特徴を生かした都市と山村の連携による森づくりや県  
26 民参加の森づくり、森林環境譲与税の活用を含め、森林資源の適切な管理や利用を推進する必要  
27 があります。

### 29 (2) 長期的な目標に向けた方向性

30 個人や団体、企業、行政が連携しながら、貴重なみどりを守るとともに、人にも生き物にも心  
31 地よいみどりが創出されています。地域におけるみどりの価値と存在感が高まり、守り、創った  
32 みどりには多くの人々が関わり、グリーンインフラとしての機能を十分に発揮するとともに、環  
33 境教育や余暇活動などにも活用しています。

34 多様で健全な森林が生育し、水源かん養、二酸化炭素の吸収・貯蔵、生物多様性の保全など、  
35 森林の有する多面的な機能が持続的に発揮されています。

### 37 (3) 今後の施策と主な取組

#### 39 (i) 身近な緑の保全・管理

#### 41 ◇特別緑地保全地区<sup>\*</sup>など地域制緑地<sup>\*</sup>の指定

42 良好な自然環境を形成している緑地は、潤いと安らぎのある都市景観の形成などグリーンイン  
43 フラとしての多様な機能を有しており、こうした緑地を保全するため、市町村と連携し特別緑地  
44 保全地区など地域制緑地の指定を推進します。



### ◇公有地化の推進

「ふるさとの緑の景観地<sup>※</sup>」などに指定されている緑地を守るため、相続などにより指定地の一体性や景観が著しく損なわれるおそれがある土地などについて、市町村と連携し公有地化を推進します。

### ◇「ふるさとの緑の景観地」の指定・維持管理

埼玉らしさを感じさせる樹林地を保全するため、市町村と連携し、ふるさとの緑の景観地の拡大を図ります。また、各景観地の保全計画に基づき、景観地の良好な維持管理を推進します。

### ◇見沼田圃<sup>※</sup>の保全・活用・創造

「見沼田圃の保全・活用・創造の基本方針」に基づき、土地利用の調整や公有地化事業を行うとともに、公有地化した土地の利活用事業を行います。また、貴重な都市近郊緑地空間である見沼田圃において重要な役割を果たしている見沼農業の振興対策、支援体制の整備及び公有地化農地活用対策を実施します。

### ◇みどりの三富地域づくりの推進

三富地域<sup>※</sup>における緑地や農地の保全・活用に関する事業を推進します。また、この地域で行われている平地林を活用した落ち葉堆肥農業を基本とする農業の振興を図るため、農業者と地域住民等の協働による地域づくりを推進します。

### ◇地域と調和した都市農業の振興

都市農業の有する多様な機能の発揮を通じ、農業者と地域住民が共存することにより、都市農業が将来にわたり安定的に継続できるよう、都市の特性や資源を生かし、地域と調和した都市農業の振興を図ります。

## (ii) 身近な緑の創出と保全・創出基盤づくり

### ◇豊かな緑を保全・創出する公園整備

県営公園の植樹等により、公園に、豊かで美しい緑を保全・創出します。

### ◇県有施設などの身近な場所の緑化

県有施設の緑化を推進するとともに、市町村が実施する身近な緑の保全・創出の取組を支援し、県民の身近な場所に目に見える緑の整備を促進します。

また、園庭・校庭の芝生化を支援し、幼少期から緑にふれあう環境を整備し、県民の環境意識の醸成を促すとともに、県内の民間施設における緑化など県民の身近な場所に目に見える緑の整備を促進し、みどり豊かなまちづくりを進めます。

### ◇緑化計画届出制度<sup>※</sup>の適切な運用

「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」に基づき、敷地面積 1,000 m<sup>2</sup>以上の敷地において建築行為を行う場合に緑化基準に基づく緑化計画を県に届け出る制度を適切に運用し、緑の創出を図ります。

### ◇みどりに関する学習環境の整備（新規）

デジタルでの学びに対応して、教育現場で活用しやすく学習効果の高い「みどりと生き物」に関する学習コンテンツを作成し、県内小学校での活用を促進すること等により、将来のみどりの担い手育成に取り組みます。

### ◇自然ふれあい施設の利用促進

自然学習センターなどの自然ふれあい施設を生物多様性の学習の場として活用し、県民、行政及び教育関係者、事業者、民間団体等の各主体に応じた普及啓発を行い、県民の自然に対する意識の向上に取り組みます。

### ◇みどりを守り創る活動の支援と促進

県民・企業・団体が参加する「彩の国みどりのサポータークラブ<sup>※</sup>」の活動支援や技術向上のための講習会、SNS 等を通じた会員の相互交流や情報発信などを行い、みどりを守り創る活動を促進します。

### ◇「さいたま緑のトラスト運動<sup>※</sup>」の推進

埼玉の優れた自然や貴重な歴史的環境を、県民・企業等からの寄附により県民共有の財産として末永く保全する「さいたま緑のトラスト運動」を推進します。

## (iii) 森林の整備・保全

### ◇水源かん養機能の発揮や生態系に配慮した森林の整備・保全

間伐や枝打ち、広葉樹の植栽などの森林整備や人工林の伐採後の再造林を促進し、グリーンインフラとしての水源かん養機能を持続的に発揮できる森づくりを進めます。

原生的な森林の保全を図るとともに、樹種、林齢構成の異なるタイプの森林を配置し、多様な生物の生息・生育地を確保します。

### ◇里山や平地林の整備・保全・活用

ササなどが繁茂し荒廃した里山・平地林において、持続可能な景観の向上や生物多様性の保全を図るため、市町村と連携し、地域住民の担い手の確保を図りつつ、更新による若返りなどの整備を進めます。また、整備後は、憩いの場や子供の自然体験の場としての活用を進めます。

### ◇森林の病虫獣害防止対策の実施

森林の持つ公益的機能を維持・回復させるため、二ホンジカによる食害やツキノワグマによる剥皮被害のおそれのある森林に獣害防止対策を実施します。また、松くい虫やナラ枯れなどの森林病害虫の発生状況を調査して被害拡大を防止します。

### ◇都市と山村の連携による森づくり（新規）

県内の山側市町村と都市部市町との結びつきを強め、地域間連携により山側市町村において森林整備等を行い、都市部市町において山側市町村から供給される木材を利用する取組等を支援します。

### ◇県民参加による森づくりの推進

広く森林の大切さを理解できるように、森林活動を体験する場を充実させ、森林環境教育や木育<sup>※</sup>の機会の創出を図るほか、森林ボランティア活動を希望する県民に対して、森林における安全な作業方法を習得できる機会の充実を図ります。

### ◇自然公園の保全

秩父地域を中心とした山地の優れた風景地である自然公園を保全し、優れた天然林や希少野生動植物の生息・生育地の保護を推進します。県民が安心・安全に自然を体感できるよう自然公園内の登山道等の施設を適切に整備します。

## ◇ 県産木材の利用促進・率先活用

木材需要の多くを占める住宅分野での利用拡大や PR 効果の高い公共施設などの木造化・木質化を推進するため、県産木材を利用する意義の理解促進を図るとともに、木造建築技術者の養成や県産木材の利用を支援します。

## ◇ (関連取組) 健全な水循環に向けた取組の推進 (後出)

## □ 施策指標

<b>身近な緑の創出面積</b>		<b>250.0ha</b> (令和4年度から令和8年度の累積)
<b>指標の説明</b>	県や市町村の条例に基づく緑化計画届出制度等による緑化面積及び園庭・校庭の芝生化などによる <b>身近な緑</b> の創出面積の合計。 自然を守り、緑を育てることは重要であり、身近な緑を創出する取組の成果を示す数値であることからこの指標を選定。	<b>目標の根拠</b>
		類似制度を持つ都府県の中でトップクラスの創出面積を目指し、毎年50haを目標値に設定。
<b>緑の保全面積</b>		<b>557ha → 569ha</b> (令和2年度) (令和8年度)
<b>指標の説明</b>	特別緑地保全地区及び近郊緑地特別保全地区の指定面積、緑のトラスト保全地 <sup>※</sup> の面積、公有地化した面積、ふるさと緑の景観地指定面積等の合計。 これらの緑地は、優れた自然や歴史的環境を有し、県として保全すべき緑地であることから、この指標を選定。	<b>目標の根拠</b>
		特別緑地保全地区の指定や、トラスト保全地の面積及びふるさと緑の景観地の指定等を踏まえ、目標値を設定。
<b>みどりのポータルサイトへのアクセス数</b>		<b>17,000人 → 24,000人</b> (令和2年度) (令和8年度)
<b>指標の説明</b>	埼玉みどりのポータルサイトにアクセスして退出するまでを1回とカウントする。 多彩なコンテンツを盛り込み、登録団体が自由に情報発信できる埼玉みどりのポータルサイトへのアクセス増により、各主体の理解と関心を高め、連携促進、みどり施策の推進を図ることができるため、この指標を選定。	<b>目標の根拠</b>
		令和2年度の実績値を踏まえ、更なる広がりを目指して設定
<b>森林の整備面積</b>		<b>12,500ha</b> (令和4年度から令和8年度の累積)
<b>指標の説明</b>	間伐や植栽、下刈りなどの森林整備を実施した面積。 水源かん養機能などの森林が持つ公益的機能を持続的に発揮させるためには、適切な森林整備が不可欠であることから、この指標を選定。	<b>目標の根拠</b>
		将来にわたり森林を適正に維持していくため、間伐や植栽、下刈り、獣害等による被害地の再生などの森林整備を、年間2,500ha実施することを目指し、目標値を設定。

1

<b>県産木材の供給量</b>		<b>97,000m<sup>3</sup>/年 → 120,000m<sup>3</sup>/年</b> (令和元年度) (令和8年度)	
<b>指標の説明</b>	森林から伐採・搬出され、利用される木材量。持続可能な森林管理のためには、木材の利用を拡大させ、森林資源の循環利用を進めることが重要であることから、この指標を選定。	<b>目標の根拠</b>	令和22年度までに木材供給量を森林資源の循環利用の実現に必要な201,000m <sup>3</sup> /年まで増加させることを目指し、目標値を設定。
<b>民有林内の路網密度</b>		<b>22.8m/ha → 25.4m/ha</b> (令和元年度末) (令和8年度末)	
<b>指標の説明</b>	民有林内に開通している路網(公道、森林管理道及び作業道)の密度。効率的な森林整備や木材生産を行うためには、路網が重要な生産基盤であることから、この指標を選定。	<b>目標の根拠</b>	効率的な森林整備や木材生産を可能とするための国が示した路網整備の水準を踏まえ、本県の自然条件などを勘案し、目標値を設定。

2

3



## 1 施策の方向 4 生物多様性の保全

### 2 (1) 現状と課題

3 本県は首都圏に位置しながら多様な自然環境に恵まれ、それぞれの地域で長い時間をかけて多  
4 様な生態系が形成されてきました。

5 しかし、開発や人の関わりの減少による里地里山の縮小、外来生物<sup>\*</sup>や化学物質、地球温暖化な  
6 ど生物多様性の**保全に対する深刻な**影響が顕在化しています。

7 本県では特に狩猟の担い手の不足により、森林植生を食害するニホンジカの生息数が依然とし  
8 て高い水準にあり、生息地域の森林生態系に悪影響を与えています。さらに、中山間地域におけ  
9 る人口減少などの**影響も相まって**、農林業にも大きな被害**が出ています**。また、特定外来生物で  
10 あるアライグマ、クビアカツヤカミキリ、コクチバスやオオクチバスなども増加し、生態系へ悪  
11 影響を及ぼしています。

12 本県では、「埼玉県生物多様性保全戦略」を策定し、多様な地域環境に応じた生物多様性の保全、  
13 希少野生動植物種の保護やニホンジカ等の野生鳥獣の管理、侵略的外来生物<sup>\*</sup>の防除に取り組ん  
14 でいます。

15 生物多様性の保全には、人の関わりが大変重要であり、より一層、県民の理解と関心を高め、  
16 生物多様性保全に係る意識の醸成や地域における具体的な活動の活性化を図っていく必要があり  
17 ます。

### 19 (2) 長期的な目標に向けた方向性

20 県民の生物多様性への理解が深まり、**希少種や在来種の動植物の保護や**自然環境を保全する取  
21 組が**拡大し**、県内各地の地域環境に応じて多様な生態系が形成され、生物多様性の保全が進んで  
22 います。

### 24 (3) 今後の施策と主な取組

#### 26 (i) 「埼玉県生物多様性保全戦略」の推進

#### 28 ◇地域環境に応じた多様な生物の生息・生育地の確保

29 「埼玉県生物多様性保全戦略」に基づき、県内各地の地域環境に応じた多様な生物の生息・生  
30 育地を確保するため、重要な生態系を有する森林の保全、樹種、林齢構成の異なる森林の配置、  
31 特別緑地保全地区など地域性緑地の指定や公有地化の推進、生物の生息に配慮した水辺の整備、  
32 緑化計画制度における在来種の植栽による緑化などに取り組めます。

33 ◇(関連取組) 水源かん養機能の発揮や生態系に配慮した森林の整備・保全 (再掲)

34 ◇(関連取組) 里山や平地林の整備・保全・活用 (再掲)

35 ◇(関連取組) 特別緑地保全地区など地域性緑地の指定 (再掲)

36 ◇(関連取組) 公有地化の推進 (再掲)

37 ◇(関連取組) 「ふるさとの緑の景観地」の指定・維持管理 (再掲)

38 ◇(関連取組) 緑化計画制度の適切な運用 (再掲)

39 ◇(関連取組) 「さいたま緑のトラスト運動」の推進 (再掲)

40 ◇(関連取組) 豊かな水と緑を育む河川環境の整備 (後出)

#### 42 ◇推進体制の整備 (拡充)

43 「埼玉県生物多様性保全戦略」に基づく取組を推進するため、各機関・団体等のそれぞれの取  
44 組・機能を一元化するセンター機能を整備します。

1 ◇県民による自然環境保全活動の推進

2 希少種や在来種の動植物の保全活動に取り組む団体への技術的支援、希少野生生物保護推進員  
3 等と連携した生息・生育状況の把握等を行います。

4  
5 ◇（関連取組）自然公園の保全（再掲）

6 ◇（関連取組）自然ふれあい施設の利用促進（再掲）

7  
8 (ii) 希少野生動植物などの保護の推進

9  
10 ◇希少野生動植物種の保護増殖・調査・普及啓発等の実施

11 市町村・学校・保全団体等が行うムサントミヨなどの希少野生動植物種の保護増殖活動を支援  
12 します。

13 希少野生動植物の生息地等の巡視により、生息状況及び生態把握調査を行います。

14 レッドデータブック<sup>\*</sup>作成、保護すべき種や保護区の指定等にかかる調査、環境教育、イベント  
15 や保全活動等を通じた普及啓発を行います。

16  
17 ◇野生動植物の継続的調査

18 野生動植物の生息・生育環境の変化や開発行為等に伴う生息・生育地の改変を把握し、生息・  
19 生育地の保全・再生につなげるため、野生動植物の生息状況調査を継続して実施します。

20  
21 (iii) 野生鳥獣の適正な保護管理

22  
23 ◇野生鳥獣の個体数管理等による生態系などへの被害の防止

24 シカ食害等による生態系被害を防止するため、狩猟による個体数管理等を行います。個体数管  
25 理を適切に進めるため、生息頭数調査や狩猟促進対策を行います。

26  
27 ◇野生鳥獣の生息状況調査などによる保護管理

28 野生鳥獣の生息状況調査や鳥獣保護区の指定等により、鳥獣の生息環境を保全整備し、狩猟の  
29 適正化を図ります。県獣医師会やボランティアと連携し、傷病野生鳥獣の保護を進めます。

30  
31 ◇野生鳥獣を保護管理する担い手の育成・確保

32 狩猟免許試験の実施、狩猟者育成のためのペーパーハンター研修等を実施します。

33  
34 ◇野生鳥獣における感染症等への連携した対応

35 鳥インフルエンザ・野鳥不審死の発生に対処するため、県関係機関・国・市町村との連携体制  
36 を構築します。

37 イノシシの不審死について、豚熱（CSF）等の感染症が疑われる場合は、感染拡大防止及び早  
38 期収束に向けて、家畜衛生を担当する県関係機関・国・市町村と連携して対応します。

39  
40 (iv) 侵略的外来生物の計画的防除

41  
42 ◇外来生物の情報収集及び駆除

43 県民からの情報収集体制を整備し、外来生物の早期発見と駆除を行います。

44  
45 ◇アライグマの計画的防除

46 防除計画の策定、市町村と連携した捕獲推進、捕獲効率化に向けた実証試験等を行います。セ

センサー等のデジタル技術を活用した計画的防除を行います。

### □ 施策指標

#### 希少野生

#### 種の新規保護増殖箇所数

10箇所

(令和4年度から令和8年度の累積)

#### 指標の説明

希少野生動植物の種の保護に関する条例で、県内希少野生動植物種に指定されている種の新規保護増殖箇所数。特に保護が必要とされる条例指定種の保護増殖の必要性について、県民の理解を深めるため、この指標を選定。

#### 指標の根拠

条例指定種のうち飼育・栽培が可能な10種類ごとに1箇所以上増やすことを目指し、目標値を設定。

#### 生物多様性の認知度

67.7% → 75.0%

(令和2年度)

(令和8年度)

#### 指標の説明

県政世論調査で「生物多様性」という言葉について、「言葉の意味も含め知っている」又は「言葉は聞いたことがあるが、意味は知らない」と回答した県民の割合。全ての人々が生物多様性の言葉の意味やその価値を認識し、生物多様性の保全に向けた行動につなげていくことが重要であり、生物多様性に関する多種多様な取組に対しての総合的な評価であることから、この指標を選定。

#### 指標の根拠

国の「生物多様性国家戦略」の数値目標に合わせて設定した「埼玉県生物多様性保全戦略」の目標値75.0%以上を踏まえ、目標値を設定。

## 1 施策の方向 5 恵み豊かな川との共生と水環境の保全

### 2 (1) 現状と課題

3 本県では、県土に占める河川面積の割合が 3.9%で全国第 2 位であるという特色を生かし、水辺  
4 空間の再生・創造に取り組んでいます。地域で川との共生に取り組む「川の国広援団<sup>\*</sup>」は、県内  
5 全ての市町村で、河川清掃、環境学習、水質調査、生物調査などの活動を行っています。

6 一方、「川の国広援団」のメンバーの高齢化や固定化が課題となっており、持続可能な活動の支  
7 援が必要です。今後は、県民が恵み豊かな川をさらに実感できるように、水質に加えて生物多様性  
8 の視点からの取組の検討も必要です。

9 本県では、公共用水域<sup>\*</sup>の水質改善を図るため、下水道の整備や合併処理浄化槽の普及による生  
10 活排水からの負荷の低減、工場・事業場への立入検査による産業系排水の負荷の低減に取り組ん  
11 できました。その結果、本県の公共用水域の水質については、健康項目と呼ばれる有害物質の環  
12 境基準の超過はほとんど見られなくなり、アユが棲める水質（BOD 3mg/L 以下）の河川の  
13 割合が平成 17 年度（2005 年度）の 52%から令和 2 年度（2020 年度）には 90%と、着実に  
14 改善してきています。

15 一方、令和 2 年度（2020 年度）末の生活排水処理率は 93.1%であり、令和 7 年度（2025 年  
16 度）に 100%とする「埼玉県生活排水処理施設整備構想」の目標の達成に向け、単独処理浄化  
17 槽から合併処理浄化槽への転換の加速化が必要となっています。また、異常水質事故が年間 20  
18 0 件前後発生しており、事業者・県民に対する未然防止の啓発や、発生時に迅速かつ的確に対応  
19 する体制を確保していくことが必要です。

20 都市部への人口集中、産業構造の変化、地球温暖化などの様々な要因により、水循環に変化が  
21 生じています。健全な水循環の維持又は回復に向け、水を適切かつ有効に利用するための取組を  
22 促進することが必要です。

23 地下水を多量に汲み上げると地盤沈下が引き起されます。近年は、地下水採取規制により水源  
24 転換が進み、地盤沈下は沈静傾向ですが、依然として緩やかに地盤沈下が継続しています。特に、  
25 渇水時など地下水依存度が高まると地盤沈下は顕著に現れることから、今後も対策が必要です。

26

### 27 (2) 長期的な目標に向けた方向性

28 県内の河川はグリーンインフラとしての機能を十分に発揮するとともに、県民・企業の連携の  
29 もと豊かな川を守り育む活動が各地で実施・継続されており、持続可能な活動を支援する仕組み  
30 が確立しています。

31 全ての生活排水が浄化槽や公共下水道等により処理され、公共用水域の水質が一層改善される  
32 とともに、豊かな生物多様性が育まれた水辺環境となり、土壌汚染や地下水汚染のない健全な土  
33 壌環境及び地下水質が維持されています。事業活動や生活から生じる排水が河川に与える負荷が  
34 低減され、環境基準が 100%達成されています。

35 健全な水循環が形成され、流域の貯留・かん養機能が高まり、洪水の防止、渇水対策が進むと  
36 ともに、地盤沈下の発生が抑制され、地盤沈下による建物被害や浸水区域の拡大が防止されてい  
37 ます。

38

### 39 (3) 今後の施策と主な取組

40

#### 41 (i) 水辺空間の保全と共生

42

##### 43 ◇県民・企業と連携した水辺空間の活用（新規）

44 埼玉の豊かな川を育む自発的な活動が持続して行われるよう、県民・団体・企業の連携を県が



1 支援していく「SAITAMAリバーサポーターズプロジェクト<sup>※</sup>」を推進します。県民には、川  
2 のイベントやボランティアへの参加を促し、川を守る気持ちや川への愛着の醸成を図ります。

#### 4 ◇川との共生に取り組む地域団体などへの活動支援（拡充）

5 地域で川との共生に取り組む団体を「川の国広援団」として登録し、「川の国広援団」が実施す  
6 る活動（河川清掃、環境学習、生物調査など）で使用する資機材の提供や貸出し支援を行います。

#### 8 ◇下水道、農業集落排水<sup>※</sup>などの生活排水処理施設<sup>※</sup>の整備や合併処理浄化槽への転換の促進

9 公共下水道と農業集落排水については、事業を実施する市町村に技術的な支援を行うとともに、  
10 各生活排水処理施設の整備の調整を図り、効率的な整備を促進します。また、合併処理浄化槽の  
11 設置を行う市町村や個人を支援し、合併処理浄化槽への転換を促進します。

#### 13 ◇浄化槽台帳を活用した適正な維持管理の促進（新規）

14 維持管理業者等と連携して清掃等の情報をデジタル化して収集し、浄化槽台帳システムに集約・  
15 整備することで、効果的・効率的な指導を行い、合併処理浄化槽への転換や法定検査受検率向上  
16 を促進します。

#### 18 ◇非かんがい期の農業用水路などへの通水の実施

19 年間を通じて良好な水環境を確保できるよう、農業用水の通水がない非かんがい期（10月～3  
20 月）にも通水が行えるよう河川管理者等に働きかけます。

#### 22 ◇豊かな水と緑を育む河川環境の整備

23 護岸等の修繕に合わせて、生物の生息・生育に配慮した水際を整備し、川のグリーンインフラ  
24 としての機能を生かした、地域に親しまれる水辺空間の創出を推進します。

25 また、地域住民による美化清掃活動などと連携して、水の濁りや悪臭の原因となっている土砂  
26 等を撤去します。

#### 28 ◇水辺空間の生き物に関する情報収集・発信

29 水辺空間の生物の生息・生育状況等についての情報収集・情報発信により、水環境保全に関す  
30 る県民理解の促進を図ります。

### 32 (ii) 公共用水域・地下水及び土壌の汚染防止

#### 34 ◇水質・土壌などの汚染の監視（常時監視）

35 水環境の保全には水質汚濁の状況などを常に把握することが重要であるため、水質汚濁防止法  
36 に基づき水質測定計画を定めて常時監視を行い、データの公表や類型<sup>※</sup>指定の見直しなど水質の  
37 向上に向けた取組を推進します。

#### 39 ◇工場・事業場に対する規制遵守指導及び土壌・地下水の汚染拡散の防止

40 水質汚濁防止法等に定める排水基準が適用される工場・事業場への効果的な立入検査などによ  
41 り、排水の汚染状況を確認し、排水基準の遵守を指導します。

42 また、土壌汚染対策法等に基づき土地所有者等に土壌汚染状況調査の実施や汚染土壌の適切な  
43 管理を指導します。

#### 45 ◇異常水質事故対策の推進

46 有害物質や油などの河川等への流出による被害を防止するため、関係機関と連携し、迅速な状

1 況把握及び原因調査により、汚染の拡大及び被害の発生を防止します。また、原因者に対し再発  
2 防止を指導します。

### 4 ◇（関連取組）プラスチック資源の循環的利用の推進（新規）（再掲）

#### 6 (iii) 水循環の健全化と地盤環境の保全

#### 8 ◇観測や規制の的確な運用等による地盤沈下防止対策の推進

9 埼玉県生活環境保全条例に基づく地下水採取規制を的確に運用することにより、地盤沈下を防  
10 止します。

11 また、地盤変動や地下水位の変化を早期に把握するため、継続して観測を行い、必要に応じて  
12 地下水の採取抑制を指導します。

#### 14 ◇健全な水循環構築に向けた取組の実施

15 「水循環基本法」に基づき、健全な水循環の推進に係る施策を推進するため、水循環検討委員  
16 会等における課題の把握、情報共有及び対応を行います。

17 また、ダム水源地域の自治体を実施する、水源林の整備や管理、災害対策等の水源地域の保全  
18 に関する事業を支援します。

### 20 ◇（関連取組）水源かん養機能の発揮や生態系に配慮した森林の整備・保全（再掲）

#### 22 ◇河川表流水による水道用水供給事業及び工業用水道事業の実施

23 地下水採取規制により水源転換が進み、地盤沈下は沈静傾向ではあるものの、依然として緩や  
24 かに継続していることから、引き続き、河川表流水による水道用供給事業及び工業用水道事業を  
25 実施します。

#### 27 ◇雨水利用など水の効率的・合理的利用の促進

28 資源の有効利用と緊急時に利用できる水の確保を図るため、普及啓発活動等により雨水、再生  
29 水の活用を促進します。

#### 31 ◇既存住宅への雨水貯留浸透施設の整備及び透水性アスファルト舗装による歩道整備

32 流域整備計画に基づく総合的な治水対策の一環として各戸貯留浸透施設の整備を進め、河川の  
33 洪水防止に加え、地下水や湧き水が増加することによる河川の水質改善に取り組みます。

34 また、雨天時に歩行者が快適に歩行できるよう透水性アスファルト舗装を推進し、地下水のか  
35 かん養を図ります。

## 37 □施策指標

<b>生活排水処理率</b>		<b>93.1%</b> → <b>100.0%</b>
		(令和2年度) (令和8年度)
<b>指標の説明</b>	し尿のほか台所排水など生活排水すべてが処理できる公共下水道や合併処理浄化槽などが整備された区域内の人口の総人口に対する割合。 生活排水処理率の向上により河川水質の改善がされることから、この指標を選定。	<b>目標の根拠</b>
		「埼玉県生活排水処理施設整備構想」で、令和7年度に生活排水処理率を100%とする目標としていることを踏まえ、目標値を設定。

<b>SAITAMA リバーサポーターズの個人サポーター数</b>		<b>0人</b> → <b>24,000人</b> (令和2年度末) (令和8年度末)
<b>指標の説明</b>	川との共生や保全に取り組むSAITAMA リバーサポーターズの個人サポーター数。川との共生・保全活動の拡大や、川の魅力の向上を示す数値であることから、この指標を選定。	<b>目標の根拠</b>
<b>1年間の地盤沈下量が2cm以上の地域の面積</b>		<b>0㎡</b> → <b>0㎡</b> (令和元年度) (令和8年度)
<b>指標の説明</b>	地盤沈下調査により1年間の地盤沈下量が2cm以上の地域の面積。環境省が地盤沈下の注意を要する地域の目安として示していることから、この指標を選定。	<b>目標の根拠</b>
<b>環境基準（BOD）を達成した河川の割合</b>		<b>95%</b> → <b>100%</b> (令和2年度) (令和8年度)
<b>指標の説明</b>	公共用水域水質測定計画に基づく県内44河川94地点におけるBOD（生物化学的酸素要求量）の測定結果の環境基準の達成率。環境基準は「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められており、その中で、BODは水質汚濁の代表的な指標であることから、この指標を選定。	<b>目標の根拠</b>

1

2

## 1 施策の方向 6 安全な大気環境や身近な生活環境の保全

### 2 (1) 現状と課題

3 微小粒子状物質 (PM<sub>2.5</sub>) は平成30年度 (2018年度) 以降、3年連続で環境基準の達成  
4 率が100%となりました。しかし、より安全な大気環境を確保するためには、今後も対策を  
5 継続する必要があります。また、環境基準設定項目のうち、光化学オキシダントだけが基準未達  
6 成であり、光化学スモッグ注意報の発令日数は、他自治体に比べ多い状況が継続しています。

7 これらのことから、PM<sub>2.5</sub>と光化学オキシダント双方の原因物質である揮発性有機化合物  
8 及び窒素酸化物の一層の削減が求められます。ついては、自動車及び工場・事業場からの排出削  
9 減のため、事業者に対してさらなる意識啓発や監視指導の徹底を図る必要があります。なお、環  
10 境中のPM<sub>2.5</sub>及び光化学オキシダントの発生メカニズムは解明されておらず、その究明が課  
11 題の一つです。

12 本県は製造事業所が多く、化学物質を多量に排出する業種もあり、化学物質の届出排出量は全  
13 国第4位 (令和元年度) です。化学物質の中には、人の健康や生物の生息・生育に影響を及ぼす  
14 おそれのある化学物質もあります。そのような物質による環境リスク\*を低減するためには、法令  
15 に基づく排出基準の遵守はもとより、事業者による自主的な管理を更に促進することが必要です。

16 また、化学物質は事業者だけでなく、私たちの身の回りの様々な場面で使用されており、家庭  
17 から多くの化学物質が排出されています。県民や事業者などが化学物質に関する正確な情報を  
18 共有し、相互に理解を深めていくことが重要です。

19 ダイオキシン類\*対策については、今後も、環境中の濃度を低く抑えていくため、事業所の監視  
20 を継続することが必要です。

21 東京電力福島第一原子力発電所の事故によって放出された放射性物質については、環境汚染へ  
22 の県民の懸念は十分に解消されたとは言えず、放射性物質の監視及び測定を今後も継続していく  
23 必要があります。

24 石綿については、国土交通省の調査では、石綿含有建材が使用されている建築物の解体工事は  
25 令和10年 (2028年) をピークに今後増加すると推計されています。これに伴い石綿の飛散漏え  
26 い事故のリスクも増すと想定されます。また、石綿に関する規制対象規模の拡大や新たな報告制  
27 度を設けた令和2年 (2020年) 6月の大気汚染防止法改正への対応も必要です。

28 また、地震や風水害などの自然災害、あるいは事業場等における事故などが原因で発生する石  
29 綿や化学物質の飛散、漏えいを最小限に抑えなければなりません。

30 本県は、内陸県としては最も多い全国第4位 (平成28年) の事業所数を抱えています。市街  
31 地の中に事業所が混在しており、騒音・振動・悪臭による公害苦情相談件数は近年高止まりの状  
32 態です。これらの公害を防止し、身近な生活環境を保全していくとともに、公害に係る苦情や紛  
33 争に対して、迅速かつ適切に対応することが必要です。

34

### 35 (2) 長期的な目標に向けた方向性

36 PM<sub>2.5</sub>の年平均値が人の健康の保護等の上で望ましい10 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 未満の状態が継続していま  
37 す。

38 石綿の飛散漏えいが未然に防止されるとともに、化学物質の適正管理と排出抑制が進み、  
39 化学物質による環境リスクが低減され、県民・事業者の理解も深まり、安心して暮らせる生活環  
40 境が確保されています。

41 工場・事業場の公害防止体制の整備などにより、発生する公害が減少しています。住民から寄  
42 せられる苦情や紛争も減少し、県民が快適に暮らせる生活環境となっています。

43

44



### 1 (3) 今後の施策と主な取組

#### 2 (i) 安全な大気環境の確保

##### 3 ◇大気の汚染の監視（常時監視）

4 大気環境の常時監視体制を整備充実するとともに、国や他の地方公共団体と連携を図りながら、  
5 効果的かつ効率的な監視を実施し、その結果を迅速に県民等に情報提供します。

##### 6 ◇工場・事業場に対する規制遵守指導

7 大気汚染による人の健康被害を未然に防止するため、工場・事業場に対して大気汚染防止法、  
8 埼玉県生活環境保全条例に基づく各種規制を遵守するよう指導を徹底します。

##### 9 ◇微小粒子状物質（PM<sub>2.5</sub>）対策の推進

10 PM<sub>2.5</sub>については平成 21 年に環境基準が設定され、平成 30 年度から環境基準達成率が  
11 100%となりました。しかし、世界保健機関（WHO）が提唱する大気環境ガイドライン（10 $\mu$ g  
12 /m<sup>3</sup>）の達成には至っていないことから、引き続き実態を把握し、発生源対策を実施します。

##### 13 ◇揮発性有機化合物（VOC）\*対策など光化学スモッグによる健康被害の未然防止

14 光化学スモッグの主な原因物質の排出量は減少した一方で、光化学スモッグ注意報発令日数や  
15 光化学オキシダント濃度は減少したとは言いきれません。このことから、健康被害の未然防止の  
16 ため、注意報等の確実な発令及び首都圏で連携した VOC 対策などを引き続き実施します。

##### 17 ◇ディーゼル車運行規制の実施やアイドリングストップ\*の指導

18 幹線道路でのビデオ調査や高速道路の SA 等での車両検査を実施し、埼玉県生活環境保全条例  
19 に基づく粒子状物質の排出基準に適合していないディーゼル車への指導を行います。また、権限  
20 移譲を受けていない市におけるアイドリングストップに関する指導を行います。

##### 21 ◇（関連取組）バイパス整備、交差点改良などによる交通渋滞の緩和（再掲）

#### 22 (ii) 環境リスクの低減

##### 23 ◇建物解体現場などにおける石綿飛散防止対策の推進（拡充）

24 石綿の大気中への飛散を防止するため、石綿使用建築物の解体工事などにおける飛散防止対策  
25 の指導を徹底します。また、大気中への石綿飛散状況を監視するため、モニタリング調査を実施  
26 します。

##### 27 ◇（関連取組）石綿廃棄物の適正処理（再掲）

##### 28 ◇化学物質に関する情報公開や事業者の環境コミュニケーション\*活動の促進

29 特定化学物質\*の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律及び埼玉県生活  
30 環境保全条例に基づき、環境中への化学物質の排出量や取扱量を把握するとともに、その情報の  
31 公開を進めます。

32 また、県民、事業者、行政等が化学物質等の情報を共有し相互理解を深めるため、事業者によ  
33 る環境コミュニケーション活動を支援し、あわせて事業者による化学物質の適正管理と排出を抑  
34 制する取組を促進します。

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15  
16  
17  
18  
19  
20  
21  
22  
23  
24  
25  
26  
27  
28  
29  
30  
31  
32  
33  
34  
35  
36  
37  
38  
39  
40  
41

#### ◇化学物質の適正管理と災害対策の促進

事業者が作成する特定化学物質等適正管理手順書<sup>\*</sup>に沿った化学物質の管理徹底と、災害発生時の危険性・有害性が比較的高い特定化学物質の飛散・漏えいによる被害が最小限となるような対策の実施を指導します。石綿については、被災建築物の石綿の有無に関して、建築部局と連携を密にして対応します。

#### ◇ダイオキシン類対策の推進

県民の安心・安全な生活環境を確保するため、環境中にあるダイオキシン類の監視を行うとともに、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、対象となる事業者に対し施設の適正管理などの規制の順守の徹底を図ります。

#### ◇放射性物質の監視、測定

東京電力福島第一原子力発電所事故により放出された放射性物質の状況を把握するため、国と連携を図りながら引き続き監視し、測定結果を公表します。

除染により生じた除去土壌等の適正な管理に関し、国からの情報を市町村等に提供するとともに、除去土壌等の処分の具体的な手法を示すよう、国への要望を継続します。

### (iii) 身近な生活環境の保全

#### ◇土砂の不適正なたい積の防止

県民生活の安全の確保及び生活環境の保全を図るため、「埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例」に基づき、崩落事故等につながる土砂の不適正なたい積を防止し、事業者に対し必要な監視・指導を行います。

#### ◇騒音・振動・悪臭対策の推進

市町村が実施する騒音・振動・悪臭の規制・指導に関する事務を支援し、市町村職員を対象にした研修の実施や問題解決への技術的助言を行うとともに、執行状況を調査します。

また、新幹線騒音振動、航空機騒音及び自動車騒音に関する環境基準の達成状況を調査します。

#### ◇事業所における公害防止体制の整備

工場・事業場の公害防止組織の充実を図り、公害を未然に防止するため、埼玉県生活環境保全条例に基づき、公害防止主任者<sup>\*</sup>資格認定講習を実施します。また、資格取得後も、民間団体と連携した研修を実施します。

#### ◇公害苦情・紛争の適正な対応

県民からの公害苦情に迅速かつ適正に対応するため、市町村への情報提供の充実や苦情相談員制度の活用などを進めます。

公害に係る紛争について、あっせん、調停及び仲裁の各手続を迅速かつ適正に実施します。

1  
2

## □ 施策指標

<b>微小粒子状物質（PM<sub>2.5</sub>）の濃度</b>		<b>10.3 μg/m<sup>3</sup> → 10 μg/m<sup>3</sup></b> （令和2年度） （令和8年度）	
<b>指標の説明</b>	大気中の微小粒子状物質（PM <sub>2.5</sub> ）の年平均濃度。 大気汚染物質削減対策の成果を示す数値であることから、この指標を選定。	<b>目標の根拠</b>	国内の環境基準（15 μg/m <sup>3</sup> ）より厳しい世界保健機関（WHO）のガイドライン値である、10 μg/m <sup>3</sup> の達成を目指し、目標値を設定。
<b>化学物質管理に関連する研修会の参加事業所数（累計）</b>		<b>493事業所 → 720事業所</b> （令和2年度） （令和8年度）	
<b>指標の説明</b>	化学物質管理に関連する研修会に参加した事業所数の平成28年度からの累計。 化学物質が適正に管理されることにより、化学物質の環境リスクも低減するため、この指標を選定。	<b>目標の根拠</b>	化学物質排出量届出事業所の50%の参加を目指し、目標値を設定。
<b>建築物の解体等現場における大気環境中の石綿濃度1本/L以上の現場数</b>		<b>1 → 0</b> （令和2年度） （令和8年度）	
<b>指標の説明</b>	「アスベストモニタリングマニュアル（第4.1版）」（平成29年7月環境省）に規定される測定方法により、建築物の解体等現場の敷地境界において測定した大気環境中の石綿繊維数濃度が1本/L以上の <b>現場数</b> 。 国土交通省の推計では、石綿を含む建材が使用されたと考えられる建築物は、令和10年をピークに解体工事の増加が見込まれている。 今後、石綿漏えいリスクが右肩上がりが増加することから、解体等作業による漏えいの <b>有無を端的に示す数値である</b> ため、この指標を選定。	<b>目標の根拠</b>	「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」（令和3年3月厚生労働省・環境省）に、漏えい監視の観点からの目安は、大気環境中の石綿繊維数濃度が1本/Lとすることが適当とされていることから、目標値を設定。

3

4

## 1 施策の方向 7 経済との好循環と環境科学・技術の振興

### 2 (1) 現状と課題

3 本県、今後も、生産年齢人口が減少していくと見込まれており、地球温暖化対策をはじめとする環境への負荷の低減が強く求められる中、いかに環境と経済の好循環を確立し県内経済の維持・向上を図っていくかが大きな課題となっています。

6 SDGsの取組が広がりつつあり、また、ESG投資やグリーンリカバリーといった環境の視点も一体となった経済活動に対する意識も高まってきており、これらを踏まえた企業活動を促進していくことにより、環境と経済の好循環につなげていくことが重要です。

9 本県では、新エネルギー分野での活用も見込まれるデジタル技術を活用した製品の開発など、社会全体で取り組むべき課題の解決に取り組む中小企業を支援しています。

11 農林業の分野においては、大消費地の中の産地という特性を生かし、農産物の地産地消を進めるとともに、環境への負荷を軽減する農業技術体系の確立に向け取り組んでいます。

13 多様化、複雑化する環境問題の解決に向け取り組んでいくには、その現状や取組に関する情報を幅広く共有するとともに、様々な調査研究や技術開発等を進め、環境科学の振興・発展を図っていくことは極めて重要です。

16 過去に公害問題を克服してきた本県の持つ経験や技術は、環境汚染問題を抱えている他の国や地域にとって非常に有益と考えられます。また、気候変動のような地球環境問題や越境大気汚染などへの対策は、世界の国や地域が共同して取り組むことで、より一層効果的となります。国際社会の一員として、海外機関への技術支援や国際的な共同研究、研究交流、情報交換など多角的な国際協力活動の推進が必要です。

21

### 22 (2) 長期的な目標に向けた方向性

23 全ての産業で、企画から、製造、運搬、販売、廃棄までの各段階で環境に配慮した事業活動が行われるとともに、環境問題の解決につながる新たな製品やサービスが普及し、環境と経済発展の好循環が進んでいます。

26 環境に関する研究が進展し、その成果が県民、市民団体、企業、教育機関などと共有され、環境問題の解決に向けたパートナーシップによる取組が進んでいます。また、世界共通の環境問題に関し、海外との共同研究や人的交流が積極的に展開されています。

29

### 30 (3) 今後の施策と主な取組

31

#### 32 (i) 環境に配慮した事業活動の支援

##### 33 ◇企業等のSDGsの取組支援（拡充）

34 官民連携を促進するプラットフォームや自らSDGsの環境、経済、社会の三側面に取り組む県内企業等を登録する「埼玉県SDGsパートナー<sup>\*</sup>」登録制度により、企業等のSDGsの取組を支援します。

37 特に環境分野については、廃棄物処理業などの環境関連業界団体と連携し、モデル事例の共有、事業者の取組のPRなどにより、環境分野のSDGsの取組を促進します。

39 また、ESG投資の活用等も視野に入れ、SDGsに関し優れた取組を行う企業等を表彰すること等により企業価値の向上を図るとともに、優れた取組の横展開を図ります。

41 あわせて、事業活動で環境に配慮した優れた取組を実施している事業所を認証する「エコアップ認証制度<sup>\*</sup>」により、環境マネジメント<sup>\*</sup>の取組を促進します。

43

44



### ◇中小企業の環境・エネルギー分野のビジネス支援

社会全体で取り組むべき課題の解決に取り組む中小企業を支援するため、デジタル技術等を活用した製品開発や現状を打破する革新的な新技術や新製品開発等を支援します。

### ◇環境に配慮した農業の振興や地産地消の推進

大消費地の中の産地という特性を生かし、農産物の地産地消を推進するとともに、環境への負荷を軽減する農業に取り組む農業者に対し、技術習得及び流通販売の面で支援します。

### ◇県の率先行動やグリーン購入などの推進

環境に配慮した公共事業や地球温暖化対策など環境負荷低減に事業者として率先して取り組むとともに、「グリーン購入」の普及を図ります。

- ◇（関連取組）県有施設における脱炭素化の推進（再掲）
- ◇（関連取組）上下水道事業における環境配慮の推進（再掲）
- ◇（関連取組）電動車の率先導入（再掲）
- ◇（関連取組）県の率先行動と市町村支援（再掲）

## (ii) 環境情報の収集及び提供

### ◇試験研究の成果や環境情報の発信

環境科学国際センターにおいて、多様な環境課題に関する各種試験研究を推進するとともに、年報やニュースレター、WEBサイト、SNSなどを活用し、様々な研究成果や地質地盤情報はじめとする各種の環境情報を発信します。特に、WEB GIS (Atlas Eco Saitama) による地理環境情報の公開を推進し、環境情報を分かりやすく可視化し広く提供するとともに、気候変動情報を提供する情報プラットフォーム SAI-PLAT のコンテンツを充実し、気候変動への適応を支援します。

また、県の保有する環境情報を地理情報システム (GIS) を活用し分かりやすく発信します。

- ◇（関連取組）気候変動の影響の評価、情報収集と情報提供（拡充）（再掲）

### ◇自然史標本、生物多様性情報の収集及びデータベースの作成

環境科学国際センターにおいて、生物多様性保全推進に不可欠な野生動植物の分布情報や、外来生物の情報などを収集・蓄積しデータベース化します。また、データベースやWEB GISなどを活用し、幅広い情報提供を推進し、県民の生物多様性保全活動を支援します。

自然の博物館においては、埼玉県の自然環境とその変遷に関する情報・標本等資料の収集・整理を行ない、展示や特別利用、希少種調査等に活用できるような情報発信を進めます。

## (iii) 環境科学の振興と国際貢献

### ◇産官学民と交流及び連携した共同研究の推進

気候変動や生物多様性の喪失など、近年、より多様で複雑化する環境問題の解決のため、環境科学国際センターにおいて、大学や国・地方公共団体の研究機関、民間との情報交換・共同研究を進めます。

また、県民との協働型調査研究にも取り組みます。

### ◇環境政策を科学的側面から支える機能の強化

環境科学国際センターにおいて、環境政策を科学的な側面から支える機能の強化に向け、競争的外部資金の獲得や、研究評価制度の適切な運用による研究の質の向上に努め、研究能力や研究

1 資源の充実を図ります。

2  
3 ◇海外との共同研究や技術協力

4 環境科学国際センターにおいて、グローバルな環境問題の解決に向け、海外の研究機関や大学  
5 等との共同研究を実施するとともに、他の国等の環境問題解決に向けた支援や共通の環境問題の  
6 解決に資するようWEB会議等ICTの活用も図りながら人的交流を進めます。

7  
8 □施策指標

環境SDGs関連セミナーの参加企業数（累計）		80社 （令和2年度）	→	780社 （令和8年度）
指標の説明	県で実施するSDGs関連セミナーへの参加企業数の累計。 企業が環境分野のSDGsへの関心を高めるとともに、具体的な取組を始めることが重要であり、セミナーに参加することがその第一歩となることから、この指標を選定。	目標の根拠		環境部と関わりのある企業（約13,400社）のうち、SDGsについては知っているが、対応を検討していない企業（約5.8%）にセミナーに参加してもらうものとして、目標値を設定。
研究成果の発表件数（累計）		3,267件 （令和元年度）	→	4,700件 （令和8年度）
指標の説明	環境科学国際センターにおける平成12年開設時からの論文、総説解説、国際学会、国内学会、報告書、書籍、センター報及びその他の媒体による発表件数の累計。 研究成果の外部へ向けた発表は、研究活動のアクティビティを最も端的に示すことから、この指標を選定。	目標の根拠		概ね、1研究員が年間5件発表することを目標として設定。
環境分野における海外との交流者数（累計）		1,045人 （令和2年度）	→	1,480人 （令和8年度）
指標の説明	環境科学国際センターにおける平成12年開設時からの環境分野における海外との交流数（派遣人数、長期受入人数、WEBによる国際学会参加人数、WEBによる国際会議参加人数）の累計。 海外との交流者数は、海外研究機関との共同研究のアクティビティや、環境科学国際センターの国際的認知度も示すものであることから、この指標を選定。	目標の根拠		新型コロナウイルス感染症の世界的な流行の影響等により、人が実際に移動して交流する機会は少なくなることが予想される一方で、WEB会議等ICTを活用した交流が進むと考えられる。そのため、過去10年間の年平均交流者数と同等の交流数を目標として設定。

## 1 施策の方向 8 地域資源の活用や交流・連携による地域づくり・人づくり

### 2 (1) 現状と課題

3 本県は、他の都道府県よりも速いスピードで高齢化が進み、デジタル化や災害の多発など、誰  
4 も経験したことのない大きな変化に直面しています。このような変化やそれに伴う地域コミュニ  
5 ティの衰退、厳しい財政状況といった様々な課題に対応していくため、地域包括ケアシステムの  
6 確立など地域で誰もが安心して暮らせる持続可能なまちづくりを進めていくことが必要です。

7 本県には、豊かな森林に恵まれた秩父山地、狭山丘陵や見沼田圃、三富新田などの身近な緑、  
8 荒川や利根川といった数多くの河川があり、多様な自然環境を形成しています。また、多様な自然  
9 環境や風土に根差した人々の営み、歴史を経て形成された文化、自然と一体となった古墳や城  
10 跡、地域の自然を象徴する地質現象や植物群落などもあります。

11 これらの自然環境や景観を保全し、次世代に引き継いでいくため、地域一体となった取組を進  
12 めるとともに、貴重な地域資源として十分に生かしながら、地域の活性化につなげていく必要が  
13 あります。再生可能エネルギーや森林資源など地域で有する資源を各地域で十分に活用するとと  
14 もに、近隣地域などと地域資源を補完し合い、支え合う「地域循環共生圏」に向けた取組も求め  
15 られています。

16 本県では、里山に代表される豊かな自然環境の保全・再生といった課題に効果的かつ的確に対  
17 応するため、県民、市民団体、企業と連携した廃棄物の不法投棄の未然防止や緑地の保全などの  
18 取組を進めてきました。また、気候変動や大気汚染などの広域的な課題については、国や他の自  
19 治体とも緊密に連携した取組も進めてきました。引き続き、様々な主体との連携を推進し、効果  
20 的かつ的確な取組を進めていく必要があります。

21 多様で複雑化する環境問題を解決していくためには、県民、市民団体、企業、行政、学校など  
22 様々な主体が、日常生活や事業活動において環境の保全を意識した行動を実践していくことが必  
23 要であり、これまで、本県では環境学習機会の提供や人材の育成を推進してきました。

24 今後も持続可能な社会の構築に向けて、環境学習の充実、環境学習や環境保全活動を担う人材  
25 育成を図ることが極めて重要です。

### 26 (2) 長期的な目標に向けた方向性

27 地域の資源を生かした取組や、地域一体となった環境・景観の保全・創造の取組が進み、資源  
28 が循環し自然と共生する地域となっています。

29 環境の保全・創造に向け、県民、市民団体、企業、行政、学校などあらゆる主体が連携・協働  
30 した取組が進んでいます。

31 環境学習に関する研修会や体験学習の機会が様々な場で提供され、環境への理解が深まり、環  
32 境学習や環境保全活動を担う人材が的確に育成され、環境学習や環境保全活動が継続して行われ  
33 ています。

### 34 (3) 今後の施策と主な取組

#### 35 (i) 環境と共生する持続可能な地域づくりの推進

##### 36 ◇「埼玉版スーパー・シティプロジェクト」の推進による持続可能なまちづくり（新規）

37 コンパクト・スマート・レジリエントの3つの要素を柱として、地域特性に応じた超少子高齢  
38 社会の諸課題に対応した持続可能なまちづくりを市町村と共に目指す「埼玉版スーパー・シティ  
39 プロジェクト」に取り組みます。地域の特性に応じ、太陽光発電や熱などの多様な分散型エネル  
40 ギーを活用し、IoTや新技術により地域における効率的なエネルギー利用を推進します。

## ◇地域資源を活用した取組の推進

県内各地で地域資源を活用した取組が進むとともに、必要に応じて県内各地域が地域資源の活用のために連携・協力し合う取組が進むよう、再生可能エネルギーの利用拡大、廃棄物の持つエネルギーの活用、都市と山村の連携による森づくりなどを進めます。

- ◇（関連取組）太陽光やバイオマス、地中熱などの再生可能エネルギーの利用拡大（再掲）
- ◇（関連取組）下水汚泥の活用、一般廃棄物処理施設の熱回収の促進、バイオマスの利用促進（再掲）
- ◇（関連取組）都市と山村の連携による森づくり（新規）（再掲）
- ◇（関連取組）県産木材の利用促進・率先活用（再掲）
- ◇（関連取組）健全な水循環構築に向けた取組の実施（再掲）
- ◇（関連取組）農産物の地産地消の推進（再掲）
- ◇（関連取組）IoT技術を活用した分散型エネルギー<sup>※</sup>の効率的な利用の推進（新規）（再掲）

## ◇地域の特性を生かした景観づくりの推進

良好な景観形成を進めるため、景観に関する啓発及び知識の普及などに取り組む市町村・地域団体を支援します。

また、沿道の景観を阻害する電線類の地中化を進め、都市景観の向上を図ります。

## ◇グリーン・ツーリズム<sup>※</sup>の推進

観光農園や体験交流施設、農産物直売所、体験ができる宿泊施設などの情報を収集し、ポータルサイトのほか、鉄道会社や旅行会社などの民間事業者と連携し幅広く発信します。

## ◇史跡・名勝・天然記念物などの指定

貴重な歴史的・文化的景観を保全するため、埼玉県文化財保護条例及び埼玉県文化財保護審議会条例に基づき、史跡・名勝・天然記念物などを指定し、文化財保護に努めます。

## ◇大規模開発事業における環境の保全

戦略的環境影響評価制度及び環境影響評価制度<sup>※</sup>の適正な運用により、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある大規模な開発事業などを行う際に、事業者による地域の環境保全に向けた取組を促進します。

## (ii) 環境の保全と創造に取り組む県民、企業、市民団体などとの連携

### ◇地域の清掃活動の推進

ごみの散乱防止や地域の環境美化を推進するため、地域清掃活動団体の活動支援、県民、事業者及び関係団体の連携強化、啓発活動を実施します。

### ◇「彩の国ロードサポート制度<sup>※</sup>」の推進

県民の社会貢献意識や道路愛護精神の向上を図り、快適で美しい道路環境づくりを推進していくため、住民や企業などによる歩道の清掃や花植えを行う「彩の国ロードサポート制度」を推進します。

### ◇環境の保全と創造に取り組む県民、企業、市民団体などへの支援

地球温暖化防止活動推進員の能力向上に資する研修の実施、食品ロスの削減に取り組む店舗への支援、「彩の国みどりのサポーターズクラブ」の活動の支援、埼玉の豊かな川との共生に取り組む「SAITAMAリバーサポーターズ」の支援、「彩の国埼玉環境大賞」の実施など、各分野で環境の保全と創造に取り組む県民、企業、市民団体などを支援します。



- 1 ◇ (関連取組) 脱炭素社会の実現に向けた環境学習の推進 (再掲)
- 2 ◇ (関連取組) ごみを減らすライフスタイルの普及促進 (再掲)
- 3 ◇ (関連取組) 食品ロス削減の促進 (再掲)
- 4 ◇ (関連取組) みどりを守り創る活動の支援と促進 (再掲)
- 5 ◇ (関連取組) 県民・企業と連携した水辺空間の活用 (新規) (再掲)
- 6 ◇ (関連取組) 川との共生に取り組む地域団体などへの活動支援 (再掲)
- 7 ◇ (関連取組) 化学物質に関する情報公開や事業者の環境コミュニケーション活動\*の促進 (再掲)

#### ◇九都県市を中心とした連携の推進

住民や企業の活動領域が拡大する中、地球温暖化や大気汚染、廃棄物処理などの環境問題に、効果的、効率的に取り組むため、九都県市を中心に自治体間の広域的な連携を進めます。

### (iii) 環境を守り育てる人づくり

#### ◇環境科学国際センターにおける環境学習・環境保全活動の担い手の育成

環境に配慮したライフスタイルや環境科学に関する知識を身につけ、地域で環境学習活動や環境保全活動を推進できるリーダーを育成するため、「彩の国環境大学\*」を開講します。

#### ◇学校における環境教育の推進

地球規模の課題を自らの問題として捉え、課題解決に向けて自ら行動を起こすことができる担い手を育むため、探究的な教育活動の実践等を通じて、持続可能な開発のための教育 (E S D) を推進します。また、総合的な学習の時間 (小・中学校等)、総合的な探究の時間 (高等学校) 等において、「持続可能な開発目標 (S D G s)」に向けた体験型・探究型の環境学習を推進します。

#### ◇子どもの自主的な環境活動の支援

次世代を担う子供たちの環境意識の醸成や環境保全活動の充実を図るため、「こどもエコクラブ」の活動を支援します。

#### ◇ボランティアや企業と連携した環境学習の支援

県民の環境学習の機会の拡大を図るため、豊富な知識や経験があり学校や地域で環境学習を行う方を登録、紹介する「環境アドバイザー」制度\*、学校の環境学習を支援する企業を登録、紹介する「環境学習応援隊」制度\*を推進します。

#### ◇環境科学国際センターにおける各種公開講座の実施

環境問題を正しく理解し、環境保全の実践に結びつけるための学習の機会を提供するため、試験研究機関の科学的知見を生かした各種講座や、生態園を活用した自然体験教室を開催します。

#### ◇自然の博物館や川の博物館における学校支援、レファレンス\*対応の充実

学校へ理科の出張授業や、現地での体験学習、教育機関や団体等に対して自然に関する講演を実施します。県民等が求める自然環境に関する情報についての確かつ迅速に提供できるレファレンス体制を整備します。

#### ◇自然体験など様々な機会における環境学習の実施

簡単なチェックシートで一日省エネ生活に取り組む「エコライフ DAY 埼玉」の実施、イベントを通じたごみを減らすライフスタイルの普及啓発、緑を守り創る活動の場の提供、自然学習センターなどの自然ふれあい施設での自然観察会など、WEBでの情報発信など様々な機会において

1 環境学習を実施します。

2 また、講演会の実施や県内の団体等が行う講座の開催支援など多様な消費者教育を通じ、環境  
3 に配慮した商品を選択して購入することを含む「エシカル消費<sup>\*</sup>」の理解を進めます。

4 ◇ (関連取組) 脱炭素社会の実現に向けた環境学習の推進 (再掲)

5 ◇ (関連取組) ごみを減らすライフスタイルの普及促進 (再掲)

6 ◇ (関連取組) 食品ロス削減の促進 (再掲)

7 ◇ (関連取組) みどりに関する学習環境の整備 (再掲)

8 ◇ (関連取組) 自然公園の保全 (再掲)

9 ◇ (関連取組) 自然ふれあい施設の利用促進 (再掲)

10 ◇ (関連取組) 県民・企業と連携した水辺空間の活用 (新規) (再掲)

11 ◇ (関連取組) 川との共生に取り組む地域団体などへの活動支援 (再掲)

12 ◇ (関連取組) 化学物質に関する情報公開や事業者の環境コミュニケーション活動の促進 (再掲)

## 14 □ 施策指標

<b>埼玉版スーパー・シティプロジェクトに 取り組む市町村数</b>		<b>0</b> (令和2年度末)	<b>→</b>	<b>46市町村</b> (令和8年度末)
<b>指標の 説明</b>	「埼玉版スーパー・シティプロジェクトの基本的な考え方(骨格)」に基づくまちづくりの検討に着手した市町村の数。 超少子高齢社会の諸課題に対応するため、まちづくりを <b>その主体である</b> 市町村とともに進める必要があることから、この指標を選定。	<b>目標の 根拠</b>	令和3年度に実施した市町村意向調査で取組意向を示した市町村において、プロジェクトに基づくまちづくりが進むことを目指し、目標値を設定。	
<b>地域清掃活動団体の登録数(累計)</b>		<b>787団体</b> (令和2年度末)	<b>→</b>	<b>1,080団体</b> (令和8年度末)
<b>指標の 説明</b>	地域環境の保全や美化に取り組んでいるNPOや企業、学校等の地域清掃活動団体登録数。地域の美化活動状況を示す数値であることから、この指標を選定。	<b>目標の 根拠</b>	これまでの登録数の増加率を維持するよう目標値を設定。	
<b>環境アドバイザー及び環境学習応援隊の 数</b>		<b>188者</b> (令和2年度末)	<b>→</b>	<b>248者</b> (令和8年度末)
<b>指標の 説明</b>	各年度末の環境アドバイザー登録者数及び環境学習応援隊の数。 地域の活動人材や企業・団体と連携し、環境学習を県内各地域で展開するための体制づくりを示す指標であるため、この指標を選定。	<b>目標の 根拠</b>	令和2年度の環境アドバイザー、環境学習応援隊の合計(188)を維持・向上させることが環境学習の県内各地域での展開に必要なため、各年度約5%ずつ増加させることとして、目標値を設定。	
<b>環境科学国際センター利用者数(累計)</b>		<b>977,031人</b> (令和2年度)	<b>→</b>	<b>1,246,000人</b> (令和8年度)
<b>指標の 説明</b>	環境科学国際センターの平成12年度開設時からの利用者数。 子供から大人まで県民一人一人が環境問題を正しく理解し、環境保全の実践に結びつけるための学習機会を利用することが重要であるため、この指標を選定。	<b>目標の 根拠</b>	過去の利用者数の推移と施策の効果を勘案して、各年度45,000人の利用者数を目指し、目標値を設定。	